

高砂市議会定例會議案

令和6年6月

目 次

^_~

高報第2号 専決処分をしたものにつき承認を求めるについて	1
高専第2号 高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて	
て	
高報第3号 専決処分をしたものにつき承認を求めるについて	17
高専第3号 新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例	
の一部を改正する条例を定めることについて	
高報第4号 令和5年度高砂市一般会計繰越明許費繰越計算書について	21
高報第5号 令和5年度高砂市下水道事業会計予算繰越計算書について	23
高報第6号 令和5年度高砂市病院事業会計予算繰越計算書について	25
高報第7号 一般財団法人高砂市勤労福祉財団の経営状況の報告について	29
高報第8号 公益財団法人高砂市施設利用振興財団の経営状況の報告について	69
高議第24号 委託基本協定を締結することについて	123
高議第25号 指定管理者の指定期間の延長について	129
高議第26号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について	131
高議第27号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	133
高議第28号 高砂市工楽松右衛門旧宅条例の一部を改正する条例を定めることについて	135
高議第29号 高砂市コミュニティ基金条例を廃止する条例を定めることについて	137
高議第30号 高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて	139
高議第31号 高砂市勤労者総合福祉センター条例を廃止する条例を定めることについて	141
高議第32号 高砂市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	143
高議第33号 高砂市新たな学校づくり推進審議会条例を定めることについて	145
高議第34号 高砂市いじめ問題調査委員会条例を定めることについて	149
高議第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	153
高議第36号 高砂市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて	155
高予第18号 第1回令和6年度高砂市一般会計補正予算	157
高予第19号 第1回令和6年度高砂市水道事業会計補正予算	221

高報第2号

専決処分をしたものにつき承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高専第2号

高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市市税条例の一部を改正する条例

高砂市市税条例(昭和30年高砂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第48条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項の規定に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第48条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称及び事務所又は事業所の所在地)

第63条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項の規定に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第63条第2項第2号中「地籍」を「地積」に改める。

第107条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第114条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項の規定に該当することが明らかであり、かつ、都市計画税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第114条第2項第2号中「地籍」を「地積」に改める。

附則第3条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)

の第34条の3、第34条の7から第34条の10まで、附則第1条の3第2項、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、前条及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第2項、第45条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の8第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第45条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第3条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該

納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第45条第1項の規定により

普通徴収の方法によって徴収されることとなつたものを除く。) を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第3条の7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納稅義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第45条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下の号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下の項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第45条の3に規定する

特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはそ

の者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間ににおいてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間ににおいてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民

税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第45条の5第2項の規定により

読み替えられた第45条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第45条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の7から第34条の10まで、附則第1条の3第2項、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、附則第3条の4及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第4条第2項中「前条」を「附則第3条の4」に改め、同条第3項中「第34条の10第1項」の次に「、附則第3条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の10第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第3条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第4条第2項及び」と、前条中「附則第3条の4及び」とあるのは「附則第3条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第6条の2第20項を削り、同条第19項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第1

6項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号口」を「附則第15条第25項第3号口」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第6条の2第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条に次の1項を加える。

22 固定資産税に係る法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第7条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第7条の2の見出しを「(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第9条の4の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度

から令和 8 年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 13 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 3 条の 5 及び附則第 3 条の 8 の規定の適用については、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 13 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 13 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 3 条の 5 及び附則第 3 条の 8 の規定の適用については、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 13 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 14 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 3 条の 5 及び附則第 3 条の 8 の規定の適用については、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 14 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 15 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 3 条の 5 及び附則第 3 条の 8 の規定の適用については、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 15 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 15 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 3 条の 5 及び附則第 3 条の 8 の規定の適用については、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 15 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 15 条の 4 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 3 条の 5 及び附則第 3 条の 8 の規定の適用については、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並

びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の5第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の5第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の6第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の6第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の6第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の見出し中「附則第15条第32項等」を「附則第15条第37項等」に改め、同条第1項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第37項」に、「2分の1」を「3分の2」に改め、同条第2項中「3分の2」を「2分の1」に改める。

附則第16条の2の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第16条の3中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第17条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第19条中「第35項」を「第37項」に、「第39項、第43項若しくは第46項」を「第42項若しくは第45項」に改める。

附則第19条の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高砂市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固

定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。



高報第3号

専決処分をしたものにつき承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高専第3号

新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の一部を
改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の一部を
改正する条例

新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例（昭和39年高砂市
条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第17項」
を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附
則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第
11項とし、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項
各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第10項各
号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項
中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条
第8項とし、同条第6項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」
に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同
条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え
る。

3　市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区
分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第
4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に
施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有
に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当する
と認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2条の規定を適用するこ
とができる。

附　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



高報第4号

令和5年度高砂市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度高砂市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和5年度 高砂市一般会計繰越明許費繰算計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既收入特定財源	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
② 総務費	(1) 総務管理費	会員扶助事業	13,814,000	0	0	0	0	0	0
	(3) 戸籍本合帳	民戸籍費	17,133,000	17,133,000	0	17,133,000	0	0	0
	(3) 居生費	(1) 社会福祉費	住民税非課税世帯等特別事業	264,626,000	249,203,000	0	249,198,000	0	5,000
④ 衛生費	(3) 児童福祉費	住民税非課税世帯等特別事業	151,398,000	83,256,000	0	83,255,000	0	1,000	0
	(1) 保健衛生費	病院事業会計繰出事業	941,000	935,000	0	0	0	0	935,000
	(新規コロナワイルスワクチン接種事業)		2,172,000	0	2,172,000	0	0	0	0
⑤ 土木費	(1) 河川費	河川改良事業	52,600,000	52,600,000	0	0	47,300,000	0	5,300,000
	(2) 道路橋りょう費	自転車道等事業	79,800,000	79,800,000	0	15,574,000	64,100,000	0	126,000
	(3) 都市計画費	橋りょう耐震化事業	19,200,000	19,200,000	0	9,570,000	9,200,000	0	430,000
⑥ 教育費	(1) 小学校費	小学校施設建設事業	84,300,000	84,300,000	0	10,508,000	73,600,000	0	192,000
	(3) 中学校費	中学校施設建設事業	182,200,000	132,200,000	0	44,292,000	137,700,000	0	208,000
	合計		893,378,000	795,993,000	0	431,702,000	354,300,000	6,000	9,985,000

高報第5号

令和5年度高砂市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、
令和5年度高砂市下水道事業会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越した
ので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市下水道事業会計予算繰越計算書 令和5年度

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の線額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額				翌年度度				左の財源内訳				不用額	説明
				発生額	額	額	額	特	定	財	一	般	源				
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業 ポンプ場建設事業 終末処理場建設事業	226,670,000	29,200,000	197,470,000	162,655,000	162,655,000	34,815,000	34,815,000	0	0	3,000,000	3,000,000	0	0	0	支障物件の移設及び想定外の現況による計画変更等に時間と費用を要したため
			21,000,000	0	21,000,000	18,000,000	18,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	国の交付金の確保に時間を要したため
			19,000,000	0	19,000,000	13,600,000	13,600,000	5,400,000	5,400,000	0	0	0	0	0	0	0	国に交付金の確保に時間を要したため

高報第6号

令和5年度高砂市病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、令和5年度高砂市病院事業会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和5年度 高砂市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款 項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳			不 用 額	翌年 度 繰 越 する 産資 度額	明 説
					特 財	定 源	一 般 財			
1 資本的支出	1 建設改良費 医療機器等購入事業	1,882,000	0	1,870,000	円	円	円	円	0	国のDX化推進に伴うシステムエンジニア不足により、カスタマイズ期間を通常より要したため。
				935,000		935,000	12,000			

令和5年度 高砂市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款 項	事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 額			左 の 財 源 内 訳	翌 年 度 に 係 る 繰 越 額	不 用 額	翌 年 度 に 係 る 繰 越 額	不 用 額	明 説 明	
				特 財	定 源	一 財							
1 病院事業 費用	1 医業費用 医業費用	システム改修事業	895,000	0	895,000	0	円	円	円	0	895,000	0	別の関連システムが令和5年度内で完了しておらず、連携工程につきて実施できなかつたため。



高報第7号

一般財団法人高砂市勤労福祉財団の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人高砂市勤労福祉財団の令和5年度の決算書等及び令和6年度の事業計画等を次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

一般財団法人高砂市勤労福祉財団の経営状況

令和5年度 事業報告書

令和6年度 事業計画書及び収支予算書



令和 5 年度

事 業 報 告 書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

一般財団法人 高砂市勤労福祉財団

目 次

事 業 報 告 書

1 概 要

(1) 総 括 事 項 · · · · ·	P. 1
(2) 理 事 会 に 関 す る 事 項 · · · · ·	P. 2
(3) 評 議 員 会 に 関 す る 事 項 · · · · ·	P. 3
(4) 監 査 に 関 す る 事 項 · · · · ·	P. 3
(5) 役 員 に 関 す る 事 項 · · · · ·	P. 4
(6) 評 議 員 に 関 す る 事 項 · · · · ·	P. 4
(7) 職 員 に 関 す る 事 項 · · · · ·	P. 4

2 事 業

(1) 福 利 厚 生 事 業 の 報 告 · · · · ·	P. 5
(2) 施 設 管 理 運 営 事 業 の 報 告 · · · · ·	P. 7
(3) 相 談 及 び 情 報 提 供 事 業 の 報 告 · · · · ·	P. 7
(4) 啓 発 事 業 の 報 告 · · · · ·	P. 8
(5) そ の 他 の 事 業 の 報 告 · · · · ·	P. 9

3 財 務 諸 表

(1) 正 味 財 産 増 減 計 算 書 · · · · ·	P. 10
(2) 正味財産増減計算書（予算対比） · · · · ·	P. 14
(3) 貸 借 対 照 表 · · · · ·	P. 18
(4) 財 产 目 錄 · · · · ·	P. 20
(5) 財 务 諸 表 の 注 記 · · · · ·	P. 21

監 査 報 告 書 · · · · · P. 22

事 業 報 告 書

1 概 要

(1) 総括事項

当法人の設置目的である“高砂市の勤労者福祉の充実及び向上”を図るため、定款第4条に規定する事業を令和5年度の事業計画に基づき実施した。

公益目的支出計画に基づく福利厚生事業においては、年間を通して健康講座のヨガ4教室と教養講座の華道教室を実施するとともに、7月には夏の体験事業として「親子陶芸教室」及び「親子工作教室」を、10月には「親子芋ほり体験」を、11月にはお天気キャスター・気象予報士の片平敦氏を講師に迎えて「労働文化講演会」を開催した。

相談事業では、「就労支援出張相談会」を月2回（第2・4火曜日）、「就労自立支援セミナー&相談会」を年間9回実施した。令和6年1月には四士業（行政書士、税理士、社会保険労務士、司法書士）による「くらしのなんでも相談会」を開催し、また、高砂市主催の「地元企業合同就職面接&相談会」及び「高砂市ミニ面接会」を共催事業として実施した。

啓発事業では、「生活応援セミナー（子育て編）」として、12月に「きらきらクリスマス会」を、3月には「ちびっこフェスティバル」を開催した。また、3月には「生活応援セミナー（法律編）」及び「生活応援セミナー（くらし編）」を開催した。

施設管理運営事業では、高砂市から指定管理者の指定を受け、施設の管理運営を行った。

令和5年度の利用件数は1,721件で、前年度に比べて177件の増となった。

指定管理者としての自主事業では、大人と子どもの英会話教室をそれぞれ1講座、ボディコントロール教室及びサンデーヨガ教室をそれぞれ1講座実施した。

財団の収支状況は、経常収益が41,767,125円、経常費用が42,491,515円となり、当期経常増減額は724,390円の減額となった。各会計ごとの収支は、公益目的事業を実施するための「実施事業等会計」が868,642円の減額、指定管理業務等を行う「その他会計」が、143,901円の増額、財団管理費としての「法人会計」が351円の増額であった。

以上が今年度の事業概要であり、今後も、公益目的支出計画に基づく事業の実施と管理施設の効率的な運営に努めていきたい。

(2) 理事会に関する事項

区分	開催年月日	内 容	結 果
第1回	令和5年5月10日	第1号議案 令和4年度（一財）高砂市勤労福祉財団事業報告の承認を求めることについて	承 認
		第2号議案 令和4年度（一財）高砂市勤労福祉財団財務諸表の承認を求めることについて	承 認
		第3号議案 公益目的支出計画実施報告書の承認を求めることについて	承 認
		第4号議案 令和5年度 定時評議員会の招集について	承 認
第2回	令和5年5月26日	第5号議案 （一財）高砂市勤労福祉財団の代表理事及び業務執行理事の選定について	承 認
第3回	令和6年2月 7日	第6号議案 令和6年度（一財）高砂市勤労福祉財団事業計画（案）について	可 決
		第7号議案 令和6年度（一財）高砂市勤労福祉財団収支予算（案）について	可 決
		第8号議案 令和5年度 第2回評議員会の招集について	承 認

(3) 評議員会に関する事項

区 分	開催年月日	内 容	結 果
第1回	令和5年5月26日	審議第1号 令和4年度（一財）高砂市勤労福祉財団事業報告の承認を求めることについて	承 認
		審議第2号 令和4年度（一財）高砂市勤労福祉財団財務諸表の承認を求めることについて	承 認
		審議第3号 公益目的支出計画実施報告書の承認を求めることについて	承 認
		審議第4号 理事の選任について	選 任
第2回	令和6年2月24日	審議第5号 令和6年度（一財）高砂市勤労福祉財団事業計画について	可 決
		審議第6号 令和6年度（一財）高砂市勤労福祉財団収支予算について	可 決
		審議第7号 理事の選任について	選 任
		審議第8号 評議員の選任について	選 任
		審議第9号 監事の選任について	選 任

(4) 監査に関する事項

区 分	開 催 年 月 日	内 容
決算時監査	令和5年 5月 2日	令和4年度 決算監査
中間監査	令和5年11月15日	令和5年度 中間監査

(5) 役員に関する事項

区分	氏名	R5.4.1	R5.5.26	R5.9.29	R5.10.31	R6.2.7	R6.2.14	R6.3.31	
理事	志方 正彦		5/26退任						理事長 ～R5.5.26 理事長 R5.5.26～ 副理事長 ～R5.5.26 副理事長 R5.5.26～
	浜谷 和英		5/26重任						
	谷井 寛		5/26重任						
	月嶋 真		5/26重任						
	松森 翔平		5/26退任						
	林 晃平		5/26就任						
	青柳 淳		5/26就任						
	佐藤 修		5/26重任			R6.2.7辞任			
	小林 弘憲						R6.2.14就任		
	奥本 祐巳		5/26退任						
	田中 庄次		5/26就任						
監事	天野 勝人								
	酒井 健司						R6.2.7辞任		
	安雲 一人						R6.2.14就任		
	木村 哲久								

(6) 評議員に関する事項

区分	氏名	R5.4.1	R5.5.26	R5.9.29	R5.10.31	R6.2.7	R6.2.14	R6.3.31	
評議員	大谷 和弘								
	逸見 信也								
	青柳 進			9/29死亡					
	川上 崇						2/14辞任		
	阪本基美夫						2/14就任		
	満田美智代								
	橋本 康								
	埴岡 英樹			10/31辞任					
	糸谷 正芳						2/14就任		
	西林 富恵								
	荻野 章広								
	森岡 修平								

(7) 職員に関する事項 (令和6年3月末 現在)

事務局長	所長	事務員	計	備考
1人	1人	2人	4人	

2 事業

(1) 福利厚生事業の報告（定款第4条第1号）

教養文化、研修、スポーツ、健康等の福利厚生に関する事業を実施した。

ア 健 康 講 座

() は令和4年度

講座名	対象者	定員	実施日	時間帯	受講者		受講料 (月額)
					延べ人数	1回平均	
リラックスヨガA	勤労者等	30名	毎週火曜日 48回	10:30~12:00	778名 (976名)	16.2名 (20.3名)	2,000円
リラックスヨガB	〃	30名	毎週水曜日 48回	10:30~12:00	1,021名 (869名)	21.3名 (18.1名)	2,000円
リラックスヨガC	〃	30名	毎週水曜日 48回	19:00~20:30	534名 (491名)	11.1名 (10.2名)	2,000円
ストレッチヨガ	〃	30名	毎週金曜日 48回	10:30~11:30	774名 (611名)	16.1名 (12.7名)	2,000円

イ 教 養 講 座

() は令和4年度

講座名	対象者	定員	実施日	時間帯	受講者		受講料 (月額)
					延べ人数	1回平均	
華道	勤労者等	16名	第2・4木曜日 24回	13:30~14:30	227名 (226名)	9.5名 (9.4名)	1,000円

ウ 親子陶芸教室

() は令和4年度

対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
勤労者等	親子各30組	7月29日(土)	10:00~12:00	17組 52名 (23組 73名)	1,000円/1作品
		7月30日(日)	10:00~12:00	26組 76名 (28組 83名)	
○講師	陶工房「希器」	児玉 修治 氏			
○内容	夏休み期間中に親子で陶芸づくりを体験				
○対象者	勤労者及び一般市民とその子ども				
○共催団体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会				

エ 親子工作教室

() は令和4年度

対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
勤労者等	親子30組	7月22日(土)	9:30~12:00	12組 34名 (18組 51名)	500円/1作品
○講師	岸本 彰治 氏・岸本 千恵 氏				
○内容	夏休み期間中に親子で木工作づくりを体験				
○対象者	勤労者及び一般市民とその子ども				
○共催団体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会				

才 親子体力測定会

都合により実施を中止した。

カ 親子芋ほり体験

() は令和4年度

対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
勤労者等	親子30組	10月28日(土)	10:00~11:00	30組 97名 (30組 106名)	1組 500円
○ 内容	親子で芋ほり体験				
○ 場所	阿弥陀町阿弥陀（農講阿弥陀グループ）の畑				
○ 対象者	勤労者及び一般市民とその子ども				
○ 共催団体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会				

キ 労働文化講演会

() は令和4年度

対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
勤労者等	150名	11月19日(日)	10:30~12:00	95名 (96名)	無料
○ 講師	片平 敏 氏（お天気キャスター・気象予報士）				
○ 内容	「地球温暖化ってなに？ 私たちにできるコト」と題して講演				
○ 共催団体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会				
○ 後援	高砂市				

(2) 施設管理運営事業の報告（定款第4条第2号）

高砂市が設置する高砂市勤労者総合福祉センターを良好な状態で管理するとともに、教養文化の向上、健康の維持増進及び心身のリフレッシュを図る場所を提供した。

高砂市勤労者総合福祉センター（生石研修センター）

(単位：件)

室 名	利 用 件 数	前 年 度 利 用 件 数	増 減	備 考
多目的ホール	321	336	△ 15	
会議室（1）	214	188	26	
教養文化室	264	185	79	
研修室（1）	451	405	46	
会議室（2）	128	133	△ 5	
研修室（2）	300	265	35	
図書室	43	32	11	無料
合 計	1,721	1,544	177	

(3) 相談及び情報提供事業の報告（定款第4条第3号）

勤労者が就労していく過程での様々な問題について、専門的な立場から適切な助言指導を行うとともに、勤労者福祉に関する情報の収集及び提供を行った。

ア 相談事業内容

() は令和4年度

事 業 名	対 象 者	実 施 日	時 間 帯	相談及び参加人数	備 考
就労支援出張相談会	15~49歳までの就労を希望する方	第2・4 火曜日	13:00~16:00	64件 (67件)	
就労自立支援セミナー & 相談会 (あかし若者サポートステーション)	一般市民	6月13日（火）	10:00~12:00	12名	
		7月11日（火）		13名	
		9月12日（火）		9名	
		10月10日（火）		7名	
		11月14日（火）		10名	
		12月12日（土）		4名	
		1月 9日（火）		8名	
		2月13日（火）		9名	
		3月 9日（火）		7名	
			13:00~15:00		

() は令和4年度

事 業 名	対 象 者	実 施 日	時 間 帯	面接者数	備 考
地元企業合同就職面接&相談会	一般求職者 (概ね55歳未満の求職者)	2月 4日(日)	13:30~16:00	46名 (53名)	
○ 参加企業	26社				
○ 主催団体	高砂市、ハローワーク加古川				
○ 共催団体	(一財)高砂市勤労福祉財団				
○ 協力	高砂商工会議所、あかし若者サポートステーション				

() は令和4年度

事業名	対象者	実施日	時間帯	相談件数	備考
くらしの なんでも相談会	勤労者等	1月20日(土)	13:00~16:00	19件 (18件)	
○ 相談員	行政書士会 石井知治・立石和宏 社会保険労務士会 西崎裕子・毛利徹也	税理士会 富田善文・平田亮 司法書士会 岡本孝司・金山裕明			
○ 共催団体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会				
○ 協賛	兵庫県行政書士会加古川支部、近畿税理士会加古川支部 兵庫県社会保険労務士会加古川支部、兵庫県司法書士会播磨支部、				

事業名	対象者	実施日	時間帯	参加者	備考
高砂市ミニ面接会	勤労者等	3月 9日(土)	13:30~15:30	説明会 11名 個人面談会 8名	
○ 参加事業所	3社				
○ 主催団体	高砂市・ハローワーク加古川				
○ 共催団体	(一財) 高砂市勤労福祉財団				

イ 資料の収集と提供

- ① 図書（労働・健康・余暇・福祉等）の閲覧を行った。
- ② ハローワーク加古川から情報の提供を受け、それらの情報を情報コーナーにおいて提供した。

(4) 啓発事業の報告（定款第4条第4号）

勤労者福祉に関する啓発を図るための各種セミナーを開催した。

生活応援セミナー

ア 子育て編

() は令和4年度

セミナー名	対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
ちびっこフェスティバル	就園前・就学前・小学生とその保護者	100組	3月28日(木)	10:00~11:00	42組 113名 (44組 91名)	無料
○ 内容	親子遊びを楽しもう～思いっきり体を動かして遊びます～					
○ 主催団体	(一財) 高砂市勤労福祉財団、高砂市子育て支援センター					
○ 共催団体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会					

() は令和4年度

セミナー名	対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
きらきらクリスマス	就園前親子	100組	12月 4日(月)	10:00~11:30	83組 184名 (75組 163名)	無料
○ 内容	お話をリズム遊びをみんなで楽しもう♪ サンタと遊ぼう！					
○ 主催団体	(一財) 高砂市勤労福祉財団、高砂市子育て支援センター					
○ 共催団体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会					

イ 法律編

() は令和4年度

セミナー名	対象者	実施日	時間帯	参加者	参加料
成年後見制度ってなあに?	勤労者等	3月 2日(土)	10:00~11:30	14名 (13名)	無料
○ 講 師	木澤司法書士事務所 司法書士 木澤 美生子 氏				
○ 内 容	成年後見制度ってなあに?				
○ 共 催 団 体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会				

ウ くらし編

() は令和4年度

セミナー名	対象者	実施日	時間帯	参加者	参加料
生涯現役時代の暮らし方	勤労者等	3月 9日(土)	10:00~11:30	4名 (12名)	無料
○ 講 師	松田謙一社会労務士・行政書士事務所 社会保険労務士 松田 謙一 氏				
○ 内 容	生涯現役時代の暮らし方 ~自分らしく!定年前後から考える年金・雇用・医療保険~				
○ 共 催 団 体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会				

(5) その他の事業の報告（定款第4条第5号）

財団（指定管理者）の自主事業として次の事業を実施した。

ア 英会話教室

() は令和4年度

コース	対象者	定員	実施回数	時間帯	受講者		受講料 (月額)
					延べ人数	1回平均	
大人	勤労者等	20名	土曜日 42回	10:00~12:00	337名 (230名)	8.1名 (5.5名)	3,500円
子ども	就学前の幼児	12名	土曜日 36回	10:00~11:00	357名 (267名)	9.9名 (7.4名)	3,000円
○ 内 容							
大人コース : 外国人と英語でコミュニケーションできる楽しさを知つてもらうコース 子どもコース : 遊びを通じて自然に英語を身につける幼児英語コース							

イ 健康講座

() は令和4年度

講座名	対象者	定員	実施日	時間帯	受講者		受講料 (月額)
					延べ人数	1回平均	
ボディコントロール教室	勤労者等	30名	毎週火曜日 48回	19:00~20:30	522名 (578名)	10.9名 (12.0名)	2,000円
サンデーヨガ教室	勤労者等	15名	第1・3日曜日 24回	10:00~11:30	206名 (257名)	8.6名 (10.7名)	1,000円

3. 財務諸表

(1) 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
事業収益	30,558,896	29,571,700	987,196
事業収益	13,433,200	12,411,700	1,021,500
指定管理料収益	17,125,696	17,160,000	△ 34,304
受取補助金等	10,234,000	10,901,000	△ 667,000
受取市補助金	10,234,000	10,901,000	△ 667,000
雑収益	974,229	659,701	314,528
受取利息	137	142	△ 5
雑収益	974,092	659,559	314,533
経常収益計	41,767,125	41,132,401	634,724
(2) 経常費用			
事業費	37,252,042	38,006,409	△ 754,367
給料手当	10,781,800	12,833,050	△ 2,051,250
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	1,855,149	2,176,481	△ 321,332
旅費交通費	5,000	5,000	0
通信運搬費	122,893	156,544	△ 33,651
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	308,794	386,156	△ 77,362
修繕費	905,696	1,512,352	△ 606,656
印刷製本費	100,125	135,099	△ 34,974
燃料費	2,274,976	2,014,045	260,931
光熱水料費	4,409,876	2,643,087	1,766,789
賃借料	246,549	366,878	△ 120,329
使用料	2,751,585	2,694,685	56,900
保険料	247,900	251,750	△ 3,850
諸謝金	2,732,000	2,732,000	0
租税公課	926,300	1,218,600	△ 292,300
原材料費	101,500	129,500	△ 28,000
委託費	9,315,667	8,611,565	704,102
雑費	166,232	139,617	26,615

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	5,239,473	3,644,682	1,594,791
給料手当	2,898,600	1,592,450	1,306,150
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	525,537	289,903	235,634
会議費	5,558	6,823	△ 1,265
旅費交通費	129,260	93,980	35,280
通信運搬費	103,021	129,767	△ 26,746
減価償却費	0	0	0
消耗品費	49,247	43,927	5,320
修繕費	60,760	10,750	50,010
印刷製本費	71,547	71,900	△ 353
賃借料	28,303	277,992	△ 249,689
使用料	401,940	394,440	7,500
保険料	139,510	120,530	18,980
租税公課	563,600	342,900	220,700
負担金	26,400	26,400	0
委託費	220,000	220,000	0
雑費	16,190	22,920	△ 6,730
経常費用計	42,491,515	41,651,091	840,424
当期経常増減額	△ 724,390	△ 518,690	△ 205,700
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 724,390	△ 518,690	△ 205,700
一般正味財産期首残高	9,314,436	9,833,126	△ 518,690
一般正味財産期末残高	8,590,046	9,314,436	△ 724,390
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	108,590,046	109,314,436	△ 724,390

正味財産増減計算内訳表

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	実施事業等会計					その他会計			法人会計	合 計
	福利厚生事業	相談事業	啓発事業	小 計	研修センター	自主事業	小 計			
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	2,199,500	0	0	2,199,500	27,082,396	1,277,000	28,359,396	0	30,558,896	
福利厚生事業収益	2,199,500	0	0	2,199,500	0	0	0	0	2,199,500	
研修センター利用料収益	0	0	0	0	9,956,700	0	9,956,700	0	9,956,700	
自主事業収益	0	0	0	0	0	1,277,000	1,277,000	0	1,277,000	
指定管理料収益	0	0	0	0	17,125,696	0	17,125,696	0	17,125,696	
受取補助金等	3,261,050	950,230	817,720	5,029,000	0	0	0	5,205,000	10,234,000	
受取市補助金	3,261,050	950,230	817,720	5,029,000	0	0	0	5,205,000	10,234,000	
雑収益	0	0	0	0	805,045	134,360	939,405	34,824	974,229	
受取利息	0	0	0	0	101	0	101	36	137	
雑収益	0	0	0	0	804,944	134,360	939,304	34,788	974,092	
経常収益計	5,460,550	950,230	817,720	7,228,500	27,887,441	1,411,360	29,298,801	5,239,824	41,767,125	
(2) 経常費用										
事業費	6,239,151	1,005,146	852,845	8,097,142	27,288,599	1,866,301	29,154,900	0	37,252,042	
給料手当	1,739,160	579,720	579,720	2,898,600	7,883,200	0	7,883,200	0	10,781,800	
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福利厚生費	306,080	102,026	102,025	510,131	1,345,018	0	1,345,018	0	1,855,149	
旅費交通費	5,000	0	0	5,000	0	0	0	0	5,000	
通信運搬費	8,900	4,200	4,700	17,800	98,193	6,900	105,093	0	122,893	
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消耗品費	16,000	62,050	10,000	88,050	191,032	29,712	220,744	0	308,794	
修繕費	0	0	0	0	905,696	0	905,696	0	905,696	
印刷製本費	0	0	0	0	80,125	20,000	100,125	0	100,125	
燃料費	0	0	0	0	2,274,976	0	2,274,976	0	2,274,976	
光熱水料費	0	0	0	0	4,164,876	245,000	4,409,876	0	4,409,876	
賃借料	0	0	0	0	246,549	0	246,549	0	246,549	
使用料	2,120,000	99,700	86,400	2,306,100	24,185	421,300	445,485	0	2,751,585	
保険料	220,850	0	0	220,850	12,650	14,400	27,050	0	247,900	
諸謝金	1,548,000	40,000	70,000	1,658,000	0	1,074,000	1,074,000	0	2,732,000	
租税公課	0	0	0	0	926,300	0	926,300	0	926,300	
原材料費	101,500	0	0	101,500	0	0	0	0	101,500	
委託費	118,160	112,500	0	230,660	9,085,007	0	9,085,007	0	9,315,667	
雑費	55,501	4,950	0	60,451	50,792	54,989	105,781	0	166,232	

科 目	実施事業等会計					その他会計			法人会計	合 計
	福利厚生事業	相談事業	啓発事業	小 計	研修センター	自主事業	小 計			
管理費	0	0	0	0	0	0	0	5,239,473	5,239,473	
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	2,898,600	2,898,600	
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	525,537	525,537	
会議費	0	0	0	0	0	0	0	5,558	5,558	
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	129,260	129,260	
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	103,021	103,021	
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	49,247	49,247	
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	60,760	60,760	
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	71,547	71,547	
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	28,303	28,303	
使用料	0	0	0	0	0	0	0	401,940	401,940	
保険料	0	0	0	0	0	0	0	139,510	139,510	
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	563,600	563,600	
負担金	0	0	0	0	0	0	0	26,400	26,400	
委託費	0	0	0	0	0	0	0	220,000	220,000	
雑費	0	0	0	0	0	0	0	16,190	16,190	
経常費用計	6,239,151	1,005,146	852,845	8,097,142	27,288,599	1,866,301	29,154,900	5,239,473	42,491,515	
当期経常増減額	△ 778,601	△ 54,916	△ 35,125	△ 868,642	598,842	△ 454,941	143,901	351	△ 724,390	
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用										
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 778,601	△ 54,916	△ 35,125	△ 868,642	598,842	△ 454,941	143,901	351	△ 724,390	
一般正味財産期首残高	△ 5,775,643	△ 2,054,993	△ 1,524,927	△ 9,355,563	10,247,606	△ 1,410,545	8,837,061	9,832,938	9,314,436	
一般正味財産期末残高	△ 6,554,244	△ 2,109,909	△ 1,560,052	△ 10,224,205	10,846,448	△ 1,865,486	8,980,962	9,833,289	8,590,046	
II 指定正味財産増減の部										
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	100,000,000	100,000,000	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	100,000,000	100,000,000	
III 正味財産期末残高	△ 6,554,244	△ 2,109,909	△ 1,560,052	△ 10,224,205	10,846,448	△ 1,865,486	8,980,962	109,833,289	108,590,046	

(2) 正味財産増減計算書(予算対比)

実施事業等会計

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	実 施 事 業 等 会 計		
	予 算 額	決 算 額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	3,262,000	2,199,500	1,062,500
福利厚生事業収益	3,262,000	2,199,500	1,062,500
受取補助金等	6,212,000	5,029,000	1,183,000
受取市補助金	6,212,000	5,029,000	1,183,000
経常収益計	9,474,000	7,228,500	2,245,500
(2) 経常費用			
事業費	9,474,000	8,097,142	1,376,858
給料手当	3,497,000	2,898,600	598,400
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	582,000	510,131	71,869
旅費交通費	5,000	5,000	0
通信運搬費	33,000	17,800	15,200
消耗什器備品費	30,000	0	30,000
消耗品費	91,000	88,050	2,950
印刷製本費	0	0	0
燃料費	0	0	0
光熱水料費	0	0	0
賃借料	0	0	0
使用料	2,678,000	2,306,100	371,900
保険料	222,000	220,850	1,150
諸謝金	1,658,000	1,658,000	0
租税公課	0	0	0
原材料費	160,000	101,500	58,500
委託費	413,000	230,660	182,340
雜費	105,000	60,451	44,549
経常費用計	9,474,000	8,097,142	1,376,858
当期経常増減額	0	△ 868,642	868,642

その他会計
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) (単位：円)

科 目	その他の会計		
	予 算 額	決 算 額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	31,642,000	28,359,396	3,282,604
自主事業収益	1,722,000	1,277,000	445,000
研修センター利用料収益	12,200,000	9,956,700	2,243,300
指定管理料収益	17,720,000	17,125,696	594,304
雑収益	510,000	939,405	△ 429,405
受取利息	1,000	101	899
雑収益	509,000	939,304	△ 430,304
経常収益計	32,152,000	29,298,801	2,853,199
(2) 経常費用			
事業費	32,152,000	29,154,900	2,997,100
給料手当	8,160,000	7,883,200	276,800
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	1,382,000	1,345,018	36,982
通信運搬費	111,000	105,093	5,907
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	225,000	220,744	4,256
修繕費	1,500,000	905,696	594,304
印刷製本費	139,000	100,125	38,875
燃料費	2,611,000	2,274,976	336,024
光熱水料費	5,696,000	4,409,876	1,286,124
賃借料	269,000	246,549	22,451
使用料	447,000	445,485	1,515
保険料	31,000	27,050	3,950
諸謝金	1,074,000	1,074,000	0
租税公課	1,000,000	926,300	73,700
委託費	9,375,000	9,085,007	289,993
雑費	132,000	105,781	26,219
経常費用計	32,152,000	29,154,900	2,997,100
当期経常増減額	0	143,901	△ 143,901

法 人 会 計

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	法 人 会 計		
	予 算 額	決 算 額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	0	1,000
基本財産受取利息	1,000	0	1,000
受取補助金等	6,000,000	5,205,000	795,000
受取市補助金	6,000,000	5,205,000	795,000
雑収益	21,000	34,824	△ 13,824
受取利息	1,000	36	964
雑収益	20,000	34,788	△ 14,788
経常収益計	6,022,000	5,239,824	782,176
(2) 経常費用			
管理費	6,022,000	5,239,473	782,527
給料手当	3,498,000	2,898,600	599,400
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	602,000	525,537	76,463
会議費	7,000	5,558	1,442
旅費交通費	180,000	129,260	50,740 注
通信運搬費	131,000	103,021	27,979
減価償却費	0	0	0
消耗品費	50,000	49,247	753
修繕費	66,000	60,760	5,240
印刷製本費	72,000	71,547	453
賃借料	29,000	28,303	697
使用料	402,000	401,940	60 注
保険料	142,000	139,510	2,490
租税公課	566,000	563,600	2,400
負担金	27,000	26,400	600
委託費	220,000	220,000	0
雑費	30,000	16,190	13,810
経常費用計	6,022,000	5,239,473	782,527
当期経常増減額	0	351	△ 351

注 旅費交通費から使用料へ3,000円流用した。

(3) 貸借対照表

貸借対照表総括表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	14,069,549	13,006,789	1,062,760
現金	58,437	53,107	5,330
普通預金	14,011,112	12,953,682	1,057,430
未収金	109,530	66,016	43,514
流動資産合計	14,179,079	13,072,805	1,106,274
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	299,937	299,937	0
固定資産合計	100,299,937	100,299,937	0
資産合計	114,479,016	113,372,742	1,106,274
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	5,888,970	4,058,306	1,830,664
負債合計	5,888,970	4,058,306	1,830,664
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産計	8,590,046	9,314,436	△ 724,390
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	108,590,046	109,314,436	△ 724,390
負債及び正味財産合計	114,479,016	113,372,742	1,106,274

貸 借 対 照 表 内 訳 表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その格會計	法人会計	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	0	12,050,896	2,018,653	14,069,549
現金	0	49,961	8,476	58,437
普通預金	0	12,000,935	2,010,177	14,011,112
未収金	0	109,530	0	109,530
流動資産合計	0	12,160,426	2,018,653	14,179,079
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産積立預金	0	0	100,000,000	100,000,000
基本財産合計	0	0	100,000,000	100,000,000
(2) 特定資産				
車両運搬具減価償却引当資産	0	0	0	0
特定資産合計	0	0	0	0
(3) その他固定資産				
車両運搬具	0	0	1,250,000	1,250,000
車両運搬具減価償却累計額	0	0	△ 1,249,999	△ 1,249,999
電話加入権	74,984	74,984	149,968	299,936
その他固定資産合計	74,984	74,984	149,969	299,937
固定資産合計	74,984	74,984	100,149,969	100,299,937
資産合計	74,984	12,235,410	102,168,622	114,479,016
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	1,219,150	3,122,513	1,156,255	5,497,918
預り金	44,169	281,903	64,980	391,052
他会計借入	9,035,870	△ 149,968	△ 8,885,902	0
流動負債合計	10,299,189	3,254,448	△ 7,664,667	5,888,970
負債合計	10,299,189	3,254,448	△ 7,664,667	5,888,970
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	0	0	100,000,000	100,000,000
指定正味財産合計	0	0	100,000,000	100,000,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(100,000,000)	(100,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産				
(うち基本財産への充当額)	△ 10,224,205	8,980,962	9,833,289	8,590,046
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	△ 10,224,205	8,980,962	109,833,289	108,590,046
負債及び正味財産合計	74,984	12,235,410	102,168,622	114,479,016

(4) 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
現金 現金手許有高	58,437
預金	
普通預金 兵庫南農協 高砂西支店 口座番号 0010905	13,988,402
普通預金 三井住友銀行 高砂支店 口座番号 7014232	22,710
未収金	
自販機手数料等未収金	109,530
流動資産合計	14,179,079
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
基本財産積立預金	
普通預金 近畿労働金庫 東播加古川支店 口座番号 8425057	100,000,000
基本財産合計	100,000,000
(2) 特定資産	
車両運搬具減価償却引当資産	0
特定資産合計	0
(3) その他固定資産	
構築物	
車両運搬具	
スズキ エブリイ 姫路480ち2855	1,250,000
車両運搬具減価償却累計額	△ 1,249,999
電話加入権	299,936
その他固定資産合計	299,937
固定資産合計	100,299,937
資産合計	114,479,016
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	
消費税等	826,700
高砂市返済金（自動販売機電気代等）	2,623,883
勤労者総合福祉センター費未払金	1,969,620
その他電話代等未払金	77,715
預り金	
健康保険預り金	104,391
厚生年金預り金	166,530
所得税等預り金	120,131
流動負債合計	5,888,970
負債合計	5,888,970
正味財産	108,590,046

(5) 財務諸表の注記

1 重要な会計方針

(1)会計基準について

会計基準は、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）を採用した。

(2)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）を採用している。

(3)固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、定額法を採用している。

(4)リース取引の処理方法

通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(5)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
有価証券	0	0	0	0
預 金	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
減価償却引当資産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
有価証券	0	(0)	—	—
預 金	100,000,000	(100,000,000)	—	—
小 計	100,000,000	(100,000,000)	—	—
特定資産				
減価償却引当資産	0	—	—	—
小 計	0	—	—	—
合 計	100,000,000	(100,000,000)	—	—

4 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金 一般財団法人高砂市勤労福祉財団 事業費補助金	高砂市	0	5,029,000	5,029,000	0	—
一般財団法人高砂市勤労福祉財団 運営費補助金	高砂市	0	5,205,000	5,205,000	0	—
合 計		0	10,234,000	10,234,000	0	

監査報告書

令和 6年 5月 8日

一般財団法人 高砂市勤労福祉財団
理事長 浜 谷 和 英 様

一般財団法人 高砂市勤労福祉財団

監事 天野 勝人
監事 安雲 一人
監事 木村 猛久

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

記

1 監査の方法及びその内容

各監事は、役職員と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた上、決裁書類等により業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針により、当該事業年度に係る事業報告書等（事業報告及びその付属明細書）について確認いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表（正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）について確認いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）財務諸表等の監査結果

財務諸表等は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和 6 年 度

事業計画書及び収支予算書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

一般財団法人 高砂市勤労福祉財団

目 次

事 業 計 画 書

- 1 教養文化、研修、スポーツ、健康等の福利厚生に関する事業 ····· P. 1
- 2 施設の管理運営事業 ····· P. 2
- 3 相談及び情報提供事業 ····· P. 3
- 4 啓発事業 ····· P. 4
- 5 その他の事業（自主事業） ····· P. 5

収 支 予 算 書

- 収支予算書 ····· P. 6
- 収支予算書内訳表 ····· P. 8

令和6年度（一財）高砂市勤労福祉財団事業計画
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

高砂市の勤労者福祉の充実・向上を図り、健康で明るく生きがいのあるまちづくりに寄与することを目的として、次の事業を実施する。

1 教養文化、研修、スポーツ、健康等の福利厚生に関する事業（定款第4条第1号）

(1) 健康講座

ア 内容

講座名	開講日時	定員
リラックスヨガ A班	4月～3月（全48回） 毎週火曜日（10時～11時30分）	30名
リラックスヨガ B班	4月～3月（全48回） 毎週水曜日（10時～11時30分）	30名
リラックスヨガ C班	4月～3月（全48回） 毎週水曜日（19時～20時30分）	30名
ストレッチヨガ教室	4月～3月（全48回） 毎週金曜日（10時30分～11時30分）	30名

イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター

(2) 教養講座

ア 内容

講座名	開講日時	定員
華道教室	4月～3月（全24回） 第2・4木曜日（13時30分～14時30分）	16名

イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター

(3) 親子陶芸教室

ア 日 時 令和6年7月下旬 予定 （2回実施）

イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター（多目的ホール）

ウ 内 容 夏休み期間中に親子で陶芸づくりを体験

エ 対象者 勤労者・一般市民とその家族 各30組

(4) 親子工作教室

ア 日 時 令和6年8月中旬 予定
イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター（多目的ホール）
ウ 内 容 夏休み期間中に親子で木工工作づくりを体験
エ 対象者 勤労者・一般市民とその家族 30組

(5) 親子体力測定会

ア 日 時 令和6年9月下旬 予定
イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター（多目的ホール）
ウ 内 容 親子で体力度のテストを行う。
エ 対象者 勤労者・一般市民とその家族 35組

(6) 親子芋ほり体験

ア 日 時 令和6年10月下旬 予定
イ 場 所 高砂市阿弥陀町
ウ 内 容 親子で芋ほり体験
エ 対象者 勤労者・一般市民とその家族 30組

(7) 労働文化講演会

ア 日 時 令和6年11月 予定
イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター（多目的ホール）
ウ 内 容 著名人を講師に迎え、労働文化講演会を実施する。
エ 対象者 勤労者・一般市民等 150名

2 施設の管理運営事業（定款第4条第2号）

高砂市が設置する下記の施設を良好な状態で管理するとともに、教養文化の向上、健康の維持増進及び心身のリフレッシュを図る場所を提供する。

(1) 施設名

高砂市勤労者総合福祉センター

3 相談及び情報提供事業 (定款第4条第3号)

勤労者が就労していく過程での様々な問題等について、専門的な立場から適切に助言指導を行う相談事業を実施するとともに、情報の収集及び提供を行う。

(1) 資料の収集と提供

- ア 図書（労働・健康・余暇・福祉等）の閲覧提供
- イ ハローワーク加古川からの求人情報の収集と利用者への提供
- ウ 図書室及び情報コーナーの一般開放

(2) 就労支援出張相談会

- ア 実施日 第2・第4火曜日 13時～16時
- イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター（職業相談室）
- ウ 内 容 15歳から49歳までの就労を希望される方が就職するためのサポートを行う。

(3) 就労自立支援セミナー&相談会

- ア 実施日 令和6年6月～令和7年3月（9回実施）
- イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター
- ウ 内 容 就労による自立を支援するためのセミナー及び相談会を実施する。

(4) 地元企業合同就職面接&相談会

- ア 実施日 令和6年6月 予定
- イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター
- ウ 内 容 市内事業者への就職を希望する求職者を対象とした面接会及び相談会を実施する。

(5) くらしのなんでも相談会

- ア 日 時 令和7年1月 予定
- イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター
- ウ 内 容 勤労者や一般市民が抱える諸問題に関して、行政書士・司法書士・税理士・社会保険労務士の四士業による相談会を実施する。

4 啓発事業（定款第4条第4号）

勤労者福祉に関する啓発を図るためのセミナーを開催する。

（1）生活応援セミナー

ア 内容

テーマ	日 時	内 容	定 員
子育て編	5月・12月	遊びを通じて、楽しい子育てを支援	各30組
法律編	2月	生活に役立つ知識を身につける	30名
くらし編	3月	生活に役立つ知識を身につける	30名

イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター

（2）子育て支援事業

ア 日 時 令和6年5月～令和7年1月（6回実施）

イ 場 所 高砂市勤労者総合福祉センター

5 その他の事業 (定款第4条第5号)

財団（指定管理者）の自主事業として、次の事業を実施する。

(1) 健康講座

ア 内容

講座名	開講日時	定員
ボディコントロール教室	4月～3月（全48回） 毎週火曜日（19時～20時30分）	16名
サンデーヨガ教室	4月～3月（全24回） 指定の日曜日（10時～11時30分）	16名

イ 場所 高砂市勤労者総合福祉センター

(2) 英会話教室

ア 内容

コース	開講日時	対象	定員
大人	4月～3月（全42回） 指定の土曜日（10時～12時）	一般	20名
こども (幼児)	4月～3月（全36回） 指定の土曜日 (9時45分～10時45分)	就学前の幼児	15名
こども (小1)	4月～3月（全36回） 指定の土曜日（11時～12時）	小学1年生	15名

イ 場所 高砂市勤労者総合福祉センター

収 支 予 算 書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	1	1	0	
基本財産受取利息	1	1	0	
② 事業収益	35,398	34,904	494	
福利厚生事業収益	3,262	3,262	0	
研修センター利用料収益	12,200	12,200	0	
自主事業収益	2,496	1,722	774	
指定管理料収益	17,440	17,720	△ 280	
③ 受取補助金等	14,805	12,212	2,593	
受取市補助金	14,805	12,212	2,593	
④ 雜収益	254	531	△ 277	
受取利息	2	2	0	
雑収益	252	529	△ 277	
経常収益計	50,458	47,648	2,810	
(2) 経常費用				
① 事業費	42,695	41,626	1,069	
給料手当	13,118	11,657	1,461	
臨時雇賃金	0	0	0	
福利厚生費	2,338	1,964	374	
旅費交通費	5	5	0	
通信運搬費	157	144	13	
消耗什器備品費	30	30	0	
消耗品費	321	316	5	
修繕費	1,500	1,500	0	
印刷製本費	139	139	0	
燃料費	2,908	2,611	297	
光熱水料費	4,772	5,696	△ 924	
賃借料	199	269	△ 70	
使用料	3,120	3,125	△ 5	
保険料	255	253	2	
諸謝金	2,952	2,732	220	
租税公課	1,000	1,000	0	
原材料費	230	160	70	
委託費	9,147	9,788	△ 641	
雑費	504	237	267	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
② 管理費	7,763	6,022	1,741	
給料手当	4,140	3,498	642	
臨時雇賃金	0	0	0	
福利厚生費	730	602	128	
会議費	7	7	0	
旅費交通費	183	183	0	
通信運搬費	131	131	0	
減価償却費	0	0	0	
消耗品費	50	50	0	
修繕費	30	66	△ 36	
印刷製本費	72	72	0	
賃借料	29	29	0	
使用料	399	399	0	
保険料	149	142	7	
租税公課	566	566	0	
負担金	27	27	0	
委託費	220	220	0	
雑費	1,030	30	1,000	
経常費用計	50,458	47,648	2,810	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	9,314	9,833	△ 519	
一般正味財産期末残高	9,314	9,833	△ 519	
Ⅲ 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	100,000	100,000	0	
指定正味財産期末残高	100,000	100,000	0	
Ⅳ 正味財産期末残高	109,314	109,833	△ 519	

収支予算書内訳表

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	合 計
	福利厚生事業	相談事業	啓発事業	小 計	研修センター 管理事業	自主事業	小 計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
①基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	1	1
基本財産受取利息								1	1
②事業収益	3,262	0	0	3,262	29,640	2,496	32,136	0	35,398
福利厚生事業収益	3,262			3,262					3,262
研修センター利用料収益					12,200		12,200		12,200
自主事業収益						2,496	2,496		2,496
指定管理料収益					17,440		17,440		17,440
③受取補助金等	4,605	1,328	1,160	7,093	0	0	0	7,712	14,805
受取市補助金	4,605	1,328	1,160	7,093				7,712	14,805
④雑収益	0	0	0	0	84	120	204	50	254
受取利息					1		1	1	2
雑収益					83	120	203	49	252
経常収益計	7,867	1,328	1,160	10,355	29,724	2,616	32,340	7,763	50,458
(2) 経常費用									
①事業費	7,867	1,328	1,160	10,355	29,724	2,616	32,340	0	42,695
給料手当	2,484	828	828	4,140	8,978	0	8,978		13,118
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0		0
福利厚生費	426	142	142	710	1,628	0	1,628		2,338
旅費交通費	5	0	0	5	0	0	0		5
通信運搬費	23	5	5	33	115	9	124		157
消耗什器備品費	0	30	0	30	0	0	0		30
消耗品費	18	63	10	91	200	30	230		321
修繕費	0	0	0	0	1,500	0	1,500		1,500
印刷製本費	0	0	0	0	109	30	139		139
燃料費	0	0	0	0	2,708	200	2,908		2,908
光熱水料費	0	0	0	0	4,172	600	4,772		4,772
賃借料	0	0	0	0	199	0	199		199
使用料	2,476	102	100	2,678	25	417	442		3,120
保険料	222	0	0	222	13	20	33		255
諸謝金	1,588	40	70	1,698	0	1,254	1,254		2,952
租税公課	0	0	0	0	1,000	0	1,000		1,000
原材料費	230	0	0	230	0	0	0		230
委託費	300	113	0	413	8,734	0	8,734		9,147
雑費	95	5	5	105	343	56	399		504

(単位：千円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	合 計
	福利厚生事業	相談事業	啓発事業	小 計	研修センター 管理事業	自主事業	小 計		
②管理費	0	0	0	0	0	0	0	7,763	7,763
給料手当								4,140	4,140
臨時雇賃金								0	0
福利厚生費								730	730
会議費								7	7
旅費交通費								183	183
通信運搬費								131	131
減価償却費								0	0
消耗品費								50	50
修繕費								30	30
印刷製本費								72	72
賃借料								29	29
使用料								399	399
保険料								149	149
租税公課								566	566
負担金支出								27	27
委託費								220	220
雑費								1,030	1,030
経常費用計	7,867	1,328	1,160	10,355	29,724	2,616	32,340	7,763	50,458
当期経常増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	△ 5,776	△ 2,055	△ 1,525	△ 9,356	10,248	△ 1,411	8,837	9,833	9,314
一般正味財産期末残高	△ 5,776	△ 2,055	△ 1,525	△ 9,356	10,248	△ 1,411	8,837	9,833	9,314
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	100,000	100,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	100,000	100,000
III 正味財産期末残高	△ 5,776	△ 2,055	△ 1,525	△ 9,356	10,248	△ 1,411	8,837	109,833	109,314



高報第8号

公益財団法人高砂市施設利用振興財団の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益財団法人高砂市施設利用振興財団の令和5年度の決算書等及び令和6年度
の事業計画等を次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊



令和 5 年度

事業報告書及び計算書類

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

公益財団法人 高砂市施設利用振興財団

事業報告書

1 概要

(1) 総括事項	1
----------	-------	---

2 庶務事項

(1) 理事会に関する事項	2
(2) 評議員会に関する事項	2
(3) 監査に関する事項	3
(4) 行政官庁等届出事項	3
(5) 役員に関する事項	4
(6) 評議員に関する事項	5
(7) 職員に関する事項	6

3 事業の報告

(1) 公益目的事業

公益目的事業 1 「スポーツ振興事業」	7
公益目的事業 2 「緑化推進事業」	12
公益目的事業 3 「文化及び芸術の振興を目的とする事業」	17

(2) 収益事業等

収益事業 「体育施設及び公園施設利用者への利便提供」	17
(飲料水等自動販売機の設置)		
その他事業 「公園の維持管理事業」	17

計算書類

(1) 貸借対照表	18
(2) 正味財産増減計算書	19
(3) 正味財産増減計算書内訳書	21
(4) 財務諸表に対する注記	23
(5) 財産目録	25

事 業 報 告 書

1 概 要

(1) 総 括 事 項

当財団については、公の施設等の効率的な管理運営と利用の増進を進めるとともに文化、スポーツ及び緑化事業の推進を図り、緑豊かで文化の香りあふれる生活環境づくりと市民の健康増進に寄与することを目的として設立された。

高砂市のスポーツ・公園施設等の公の施設については、指定管理者として指定を受けるとともに、文化・スポーツの振興、公園・緑地等の維持管理と緑化推進にかかる各事業を感染症の広がりに注視し、感染拡大防止対策を図ったうえで実施した。

なお、SDGs（持続可能な開発目標）を財団運営の『道しるべ』とし、SDGs実現に向けて各事業に取り組み、兵庫県SDGs債に投資し、兵庫県のSDGs推進に参画した。

令和5年度の各事業の主な実施状況については、公益目的事業のスポーツ振興事業では、各種スポーツ教室（29教室 19, 371人受講）の開催、各種スポーツ大会（4大会 30チーム1, 062人参加）及び市長杯競技大会（8大会 442チーム3, 073人参加）等を実施し、スポーツの振興及び交流を図った。

緑化推進事業では、第56回高砂菊花展覧会をはじめ、花と緑の教室（18教室 398人参加）や、植物展示会（14回 8, 535人来場）等を開催し、緑豊かな自然との親しみや環境への意識の向上を図った。

文化振興事業では、文化会館（じょうとんばホール）において第39回高砂市吹奏楽合同演奏会（入場者 約 1,200人）を学校、生徒、保護者の協力を得て新型コロナウィルス感染症拡大防止対策を図り実施し、文化活動の成果を發揮する場を提供することにより、文化の振興を図った。

収益事業では、体育施設及び公園利用者への利便を図るため、飲料水の自動販売機26台を設置し、手軽に飲料水入手できることで、利用者の健康保持を図るとともに、その収益を公益事業などにより利用者に還元した。

また、市ノ池公園においては、アイスクリームの自動販売機を設置し、利用者から好評を得た。

その他事業では、市より委託を受けている公園や緑地等の除草清掃及び植木剪定等を実施し、地域住民の憩いの場所の確保に努めた。

今後、長年の懸案である施設の経年に伴う維持管理経費の増加と国際的な燃料費高騰に伴う光熱費の増加など、財団運営が厳しくなると予測されるが、より一層、公の施設の効率的な管理運営及び経費の削減に努めるとともに、このような状況においてこそ、「市民の健康の増進及び緑豊かで文化の香るまちづくりへの寄与」など当財団の役割が求められていると考え、今後も感染症拡大防止対策を図りながら、自主事業においても実施内容の充実に努め、利用者の満足度の向上と利用増進を目指していく。

2 庶 務 事 項

(1) 理事会に関する事項

開 催 年 月 日	内 容	結 果
第1回 令和5年 5月 12日	(1) 令和4年度事業報告承認の件 (2) 令和4年度計算書類承認の件 (3) 評議員の辞任及び評議員候補者の推薦について (4) 理事の辞任及び理事候補者の推薦について (5) 第1回定時評議員会の招集について	承認 承認 承認 承認 承認
第2回 令和5年 8月 22日	(1) 次期指定管理の応募について (2) 第2回評議員会の招集について (3) 職務執行状況の報告について	承認 承認 承認
第3回 令和5年 12月 20日	(1) 令和5年度第1回収支補正予算について (2) 令和5年度中間監査の報告について (3) 次期指定管理者の応募結果について	可決 承認 承認
第4回 令和6年 3月 5日	(1) 就業規則の一部改正について (2) 令和6年度事業計画及び収支予算等の承認の件 (3) 第3回評議員会の招集について (4) 役員賠償責任保険の契約について (5) 職務執行状況の報告について	承認 承認 承認 承認 承認

(2) 評議員会に関する事項

開 催 年 月 日	内 容	結 果
第1回 令和5年 5月 30日	(1) 令和4年度事業報告承認の件 (2) 令和4年度計算書類承認の件 (3) 評議員の辞任及び選任について (4) 理事の辞任及び選任について	承認 承認 承認 承認
第2回 令和5年 8月 30日	(1) 次期指定管理者の応募について	承認
第3回 令和6年 3月 19日	(1) 就業規則の一部改正について (2) 令和6年度事業計画及び収支予算等の承認の件 (3) 令和5年度第1回収支補正予算について (4) 次期指定管理者の応募について (5) 令和5年度中間監査の報告について	承認 承認 承認 承認 承認

(3) 監査に関する事項

区分	開催年月日	指摘事項	意見具申・改善事項等
令和4年度 決算時監査	令和5年 5月 9日	特になし	特になし
令和5年度 上半期監査	令和5年11月28日	特になし	特になし

(4) 行政官庁等届出事項

届出日	届出先	届出事項
令和5年 6月 1日	高砂市長	経営状況報告
令和5年 6月 9日	兵庫県知事	変更の届出（評議員の辞任及び退任、理事の退任及び就任）
令和5年 6月 23日	兵庫県知事	事業報告等の提出
令和6年 3月 22日	兵庫県知事	事業計画書等の提出

(5) 役員に関する事項

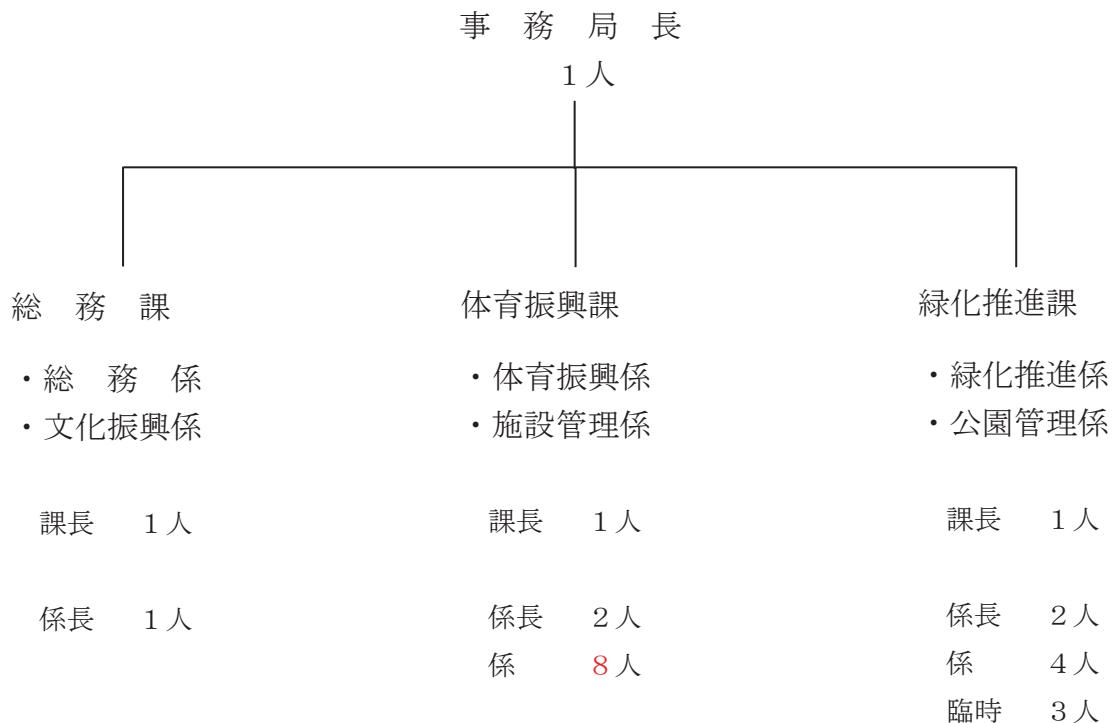
区分	氏名	R5.4.1	R5.5.30	R6.3.31
理事	中野 哲郎			理事長
	濱野 義弘			副理事長
	天野 勝人			常務理事
	桑田 陽子			
	梶原 好博			
	中野 榮久			
	山脇 弘之			
	福本 雅之			
	渡邊 紀子			
	濱中 洋			
監事	濱田 耕資			
	北野 洋一			
	西中 亮二			

(6) 評議員に関する事項

区分	氏名	R5.4.1	R5.5.30	R6.3.31
評議員	赤星 光男			
	新立 康行			
	砂川 健次郎			
	中西 進			
	前田 弘子			
	鈴木 正典			
	加藤 千代美			
	西田 州応			
	林 晃平			
	稻田 浩之			
	水田ことみ			
	平田 佳民			

(7) 職員に関する事項（令和6年3月末現在）

① 組 織



② 職 員

事務局長	課長	係長	係	臨時職員	計
1人	3人	5人	12人	3人	24人

3 事業の報告

(1) 公益目的事業

公益目的事業 1 「スポーツ振興事業」

各種スポーツ教室の開催や体育館施設の貸与を行うことにより、スポーツを振興し市民の健康増進の実現を図った。

また、スポーツ振興をとおして、SDGs目標3「すべての人に健康と福祉を」をはじめとし、運動とスポーツを行い活動的なライフスタイルと精神的な安定をもたらし、それにより健康問題を解決し、持続可能な開発目標の達成に貢献した。

ア 各種スポーツ教室の開催

子どもから高齢者まで幅広い年代層が参加できる各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや健康維持の増進を図った。

期間	曜日	教 室 名	使 用 施 設	対象者	受講者数(人)	実施回数(回)
前期 5 ヶ月 { 10 ヶ月	水	硬式テニスⅠ	市テニスコート	16歳以上	840	17
	土	硬式テニスⅡ	市テニスコート	16歳以上	816	17
	土	バドミントン	生石体育センター	16歳以上	261	15
	土	卓 球	総合体育館アリーナ	16歳以上	306	15
	火	トレーニングⅠ	総合体育館アリーナ	16歳以上	272	15
	火	トレーニングⅡ	総合体育館アリーナ	16歳以上	138	15
	金	スーパードライブ	総合体育館アリーナ	16歳以上	260	15
	金	レディースKARATE	総合体育館格技場Ⅰ	16歳以上の女性	93	15
	水	いきいき健康教室Ⅰ	総合体育館格技場Ⅰ	55歳以上	497	15
	金	いきいき健康教室Ⅱ	総合体育館格技場Ⅰ	55歳以上	825	15
	火	いきいき健康教室Ⅲ	総合体育館格技場Ⅰ	55歳以上	776	15
	木	すこやか健康体操	総合体育館格技場Ⅰ	60歳以上	541	15
	火	さわやかストレッチ	総合体育館格技場Ⅰ	70歳以上	363	15

期間	曜日	教 室 名	使 用 施 設	対象者	受講者数 (人)	実施回数(回)
前期	水	シニアわくわく体操	総合体育館格技場 I	65歳以上	317	15
	木	スポーツチャンバラ	総合体育館格技場 II	16歳以上	56	15
	火	カントリーダンス	総合体育館格技場 II	16歳以上	32	15
後期	水	硬式テニス I	市テニスコート	16歳以上	717	17
	土	硬式テニス II	市テニスコート	16歳以上	687	17
	土	バドミントン	生石体育センター	16歳以上	306	15
	土	卓 球	総合体育館アリーナ	16歳以上	333	15
11月 3月	火	トレーニング I	総合体育館アリーナ	16歳以上	274	15
	火	トレーニング II	総合体育館アリーナ	16歳以上	158	15
	金	スーパー ドライブ	総合体育館アリーナ	16歳以上	264	15
	金	レディースKARATE	総合体育館格技場 I	16歳以上の女性	78	15
	水	いきいき健康教室 I	総合体育館格技場 I	55歳以上	557	15
	金	いきいき健康教室 II	総合体育館格技場 I	55歳以上	816	15
	火	いきいき健康教室 III	総合体育館格技場 I	55歳以上	681	15
	木	すこやか健康体操	総合体育館格技場 I	60歳以上	596	15
	火	さわやかストレッチ	総合体育館格技場 I	70歳以上	289	15
	水	シニアわくわく体操	総合体育館格技場 I	65歳以上	338	15
	木	スポーツチャンバラ	総合体育館格技場 II	16歳以上	29	14
	火	カントリーダンス	総合体育館格技場 II	16歳以上	26	15
計					12, 542	

期間	曜日	教室名	使用施設	対象者	受講者数(人)	実施回数(回)
短期 5～8月 9～12月 1～3月 各10回	火	リラクゼーション・ヨガ	総合体育館格技場 I	16歳以上	806	30
	金	リフレッシュ・ヨガ	総合体育館格技場 I	16歳以上	645	30
	水	美姿勢ヨガ	総合体育館格技場 I	16歳以上	914	30
	木	モーニング・ヨガ	総合体育館格技場 I	16歳以上	775	30
	火	そう快(運動習慣支援)	総合体育館格技場 II	16歳以上	453	30
	木	フィットネスエアロビクス	総合体育館格技場 II	16歳以上の女性	468	30
	木	はつらつフィットネス	総合体育館格技場 II	16歳以上	481	30
	水	健康フラダンス	総合体育館格技場 II	16歳以上の女性	309	30
計					4, 851	

期間	曜日	教室名	使用施設	対象者	受講者数(人)	実施回数(回)
通年	土	柔道	総合体育館格技場 I	全学年	107	23
	土	陸上	陸上競技場	3年生以上	1, 196	31
	土	バレー ボール	生石体育センター	3年生以上	454	30
	土	少林寺拳法	総合体育館格技場 II	全学年	105	24
	土	相撲	相撲場	小・中学生	116	30
計					1, 978	

イ スポーツ交流

スポーツを通じて心身の鍛錬及びふれあい交流を図った。

事 業 名	場 所	実 施 日	参加者数 (人)
武藏・伊織剣道大会	総合体育館	令和5年5月21日	408
日本スーパードライブ交流会	総合体育館	令和5年6月14日	105
ユニバーサルスポーツ T A K A S A G O	総合体育館	令和5年8月13日	中止
高砂市武道振興大会	総合体育館	令和5年9月2日	200
知的障がい者陸上競技交流会	陸上競技場	令和5年11月25日	50

ウ 体力増進事業

市民の健康維持並びに体力の増進を図るため、健康な体力づくりを目的に各種講習会等を実施した。

(ア) 各種講習会

事 業 名	場 所	実 施 日	参加者数 (人)
トレーニング講習会	総合体育館	通 年	213
テーピング講習会	総合体育館	令和5年7月22日	33
ジョギング講習会	陸上競技場	令和5年9月 土曜日(4回)	107
体成分測定会	総合体育館	令和5年9月13日	448
コーディネーション講習会	総合体育館	令和6年3月9日	70
トレ☆取れ☆Point!	総合体育館	令和4年7月から通年	711
少年少女野球教室	総合体育館	令和6年2月	中止

(イ) 健康体力づくり

健康な体力づくりに寄与するため、市内のハイキングコースの管理運営を行った。

エ スポーツ・レクリエーション振興事業

スポーツを通じて交流を深めるため、各種スポーツ大会を実施した。

(ア) 各種スポーツ大会

野球・サッカーなど各種の大会を実施し、スポーツの振興を図った。

大 会 名	場 所	実 施 日	参 加 チーム数
招 待 中 学 校 新 人 軟 式 野 球 大 会	野 球 場	令和5年8月2日～4日	11
ス ポ ー ツ 少 年 団 秋 季 軟 式 野 球 大 会	野 球 場 サブグラウンド	令和5年9月3日、10日	11
ス ポ ー ツ 少 年 团 サ ッ カ 一 大 会	陸 上 競 技 場	令和5年11月19日	8
ス ポ ー ツ 少 年 团 空 手 道 交 歓 大 会	総 合 体 育 館 格 技 場 II	令和6年3月3日	162名

(イ) 市長杯競技大会

各種競技のレベルアップを図るとともに、スポーツを通じて交流を深めるため、

各地から選抜チームを招いて大会を実施した。

大 会 名	場 所	実 施 日	参 加 チーム数
中学生ハンドボール大会	総合体育館	令和5年5月27日・28日	7
卓 球 大 会	総合体育館	令和5年7月2日	22
高 等 学 校 剣 道 大 会	総合体育館	令和5年11月2日～5日	141
高 等 学 校 新 人 柔 道 大 会	総合体育館	令和5年11月10日～12日	57
中 学 校 新 人 柔 道 大 会	総合体育館	令和5年12月3日	107
東 播 都 市 対 抗 インドアソフトテニス大会	総合体育館	令和6年1月21日	5
中 学 校 剣 道 大 会	総合体育館	令和6年2月17日	93
市長杯バドミントン大会	総合体育館	令和6年3月10日	10

公益目的事業2 「緑化推進事業」

緑化の推進、緑の保全のために花と緑の教室や展示会等を実施し、公園の緑化活動を通じて、「花と緑の豊かなまちづくり」の推進を図った。

また、緑化推進をとおして、SDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」など多くの持続可能な開発目標の達成に貢献した。

ア みどりの相談所

市ノ池公園に設置しているみどりの相談所において、植物の展示、植物を育てる市民からの相談に対応するとともに、市民向けの教室等を開催した。

(ア) 花と緑の教室

みどりの相談所多目的研修室等において、園芸の一般常識と技術習得を目的とした園芸教室を開催した。

教 室 名	開 催 日	参加者数 (人)
苔 テ ラ リ ウ ム	令和5年 5月 6日	20
洋 ラ ン の 植 え 替 え と 育 て 方 ①	令和5年 5月 13日	11
多 肉 植 物 の 寄 せ 植 え	令和5年 6月 10日	30
福助菊・ダルマ菊の作り方と育て方①	令和5年 6月 17日	7
プリザーブドフラワー アレンジメント①	令和5年 6月 24日	28
観 葉 植 物 の 寄 せ 植 え	令和5年 7月 1日	30
福助菊・ダルマ菊の作り方と育て方②	令和5年 7月 15日	8
竹 ラ ン タ ン づ く り	令和5年 7月 29日	20
夏 休 み 食 虫 植 物 教 室	令和5年 8月 5日	30
秋 の 玄 関 を 飾 る 寄 せ 植 え	令和5年 9月 16日	30
プリザーブドフラワー アレンジメント②	令和5年 10月 21日	30
クリスマスを飾る寄せ植え	令和5年 11月 4日	31
お 正 月 用 洋 風 の 寄 せ 植 え	令和5年 12月 16日	30
門 松 づ く り	令和5年 12月 23日	20
バ ラ の 剪 定 と 育 て 方	令和6年 1月 13日	6

プリザーブドフラワーアレンジメント③	令和6年 2月 3日	27
洋ランの植え替えと育て方②	令和6年 2月 17日	10
春の草花を使った寄せ植え	令和6年 3月 9日	30
計		398

(イ) 展示会

市民の花と緑の意識の高揚と植物愛好家等の育成を図るため、植物等の展示会を新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図り開催した。

展示会名	開催期間	開催場所	来場者数(人)
盆栽山野草展	令和5年 4月 1日 ～4月 2日	相談所 展示コーナー	268
おもと・山野草展(春)	令和5年 4月 8日 ～4月 9日	相談所 展示コーナー	533
ふれあい山野草展(春)	令和5年 4月 15日 ～4月 16日	相談所 展示コーナー	622
古典園芸植物と山野草展	令和5年 5月 4日 ～5月 5日	相談所 展示コーナー	531
多肉植物展	令和5年 5月 7日 ～5月 28日	市ノ池公園温室	1, 212
初夏の山野草と古典植物展	令和5年 6月 10日 ～6月 11日	相談所 展示コーナー	434
おもと・山野草・富貴蘭展	令和5年 7月 1日 ～7月 2日	相談所 展示コーナー	328
食虫植物展	令和5年 7月 15日 ～8月 13日	市ノ池公園温室	610
秋の山野草展	令和5年 9月 9日 ～9月 10日	相談所 展示コーナー	325
ふれあい山野草展(秋)	令和5年 10月 7日 ～10月 8日	相談所 展示コーナー	488
おもと・山野草展(秋)	令和5年 10月 14日 ～10月 15日	相談所 展示コーナー	417
第45回花と緑の写生コンクール 入賞作品展	令和5年 11月 18日 ～11月 23日	相談所 展示コーナー	展示作品数 23
カトレア展	令和5年 12月 9日 ～12月 24日	市ノ池公園温室	1, 005
市ノ池洋ラン展	令和6年 2月 9日 ～2月 18日	市ノ池公園温室	1, 485
春の山野草展	令和6年 3月 23日 ～3月 24日	相談所 展示コーナー	277
計			8535

(ウ) ボランティア交流事業

事 業 内 容	開 催 日	開 催 場 所	参加者数 (人)
市ノ池公園や市内各公共施設等において、各々に活動している緑化ボランティア団体を対象に活動報告や意見交換の場を創設し、ボランティア活動を推進する。	令和5年 4月 12日	多 目 的 研 修 室	30
	令和5年 9月 13日	多 目 的 研 修 室	25
計			55

(エ) 緑の相談会

みどりの相談所展示コーナーにおいて、各種団体の相談員が、植物に関するいろいろな質問や相談に応じた。

事 業 名	開 催 日	開 催 場 所	参加者数 (人)
盆栽づくり相談会	(令和5年 4月 1日 ～4月 2日)	相 談 コ ー ナ 一	9

(オ) 体験・観察会

市ノ池公園における施設や植物等を一般公開し、都市緑化植物園の機能をもつ公園として更に充実することを図るため、下記の事業を行った。

事 業 名	開 催 日	開 催 場 所	参加者数 (人)
香りを楽しむ会	令和5年 5月 12日	市ノ池公園 ハーブ園	10
	令和5年 10月 6日		12
水辺の植物観察会	令和5年 7月 8日	市ノ池公園	17
計			39

(力) 緑の普及事業

緑の普及啓発を目的に事業を実施した。

事 業 名	内 容
緑 の 力 一 テ ン 事 業	申し込み総数83件で、83名にツンベルギアを配付した。
プ ラ ン タ ー 設 置 事 業	市内に設置したプランターにボランティアと共同で植栽を実施した。
緑 化 資 材 配 布 事 業	市民及び市内学校園等を対象に、ポーチュラカやノジギク等の緑化資材を提供、また市ノ池公園来場者にノジギクの苗1000株を無料配布した。
花 の あ る 公 園 づ く り 事 業 ～ 花 い つ ぱ い 運 動 ～	市内の公園等を対象に、ボランティアや住民の参画と協働による持続可能な緑化活動をサポートするとともに、花と緑の普及啓発を図る。令和4年度から緑化資材として花の種を配付した。 配付数 81団体 161箇所 1団体3袋(1袋1m ² 程度分)

(キ) 受 託 事 業

・第45回 花と緑の写生コンクール

「花と緑」をテーマとした絵画コンクールを実施し、夏休み期間短縮で応募作品は減少したが1,927作品の応募があった。

入賞・入選23作品については、みどりの相談所及び高砂市中央公民館等で展示会を行った。

・高砂菊花展覧会

市ノ池公園において第56回高砂菊花展覧会を令和5年10月22日から11月12日まで実施した。延べ2,000人の来場者があった。

・記念植樹用苗木配布

市民の結婚・出生にちなみ、記念植樹用苗木を無償配布して祝意を表した。

また、元年度から緑化促進のため屋内でも育成が可能な樹木を追加しています。

樹 木 名	結 婚 (本)	出 生 (本)	計 (本)
キ ン モ ク セ イ	17	31	48
ハ ナ ミ ズ キ	11	32	43

ゲッケイジユ	0	11	11
クロマツ	4	5	9
ハナモモ	11	33	44
ホンコンカポック	24	13	37
計	67	125	192

・ その他の緑化推進

事業名	事業内容
花壇のあるまちづくり事業	市・県道沿いなどに設置されたプランターを地域団体等により花植え等の維持管理を行った。 管 理 件 数 6 団体 プランター管理数 86 基

(ク) 緑の相談

市ノ池公園みどりの相談所に相談コーナーを設け、専門相談員が植物に関するいろいろな質問や相談に応じた。

事業名	日 時	実施日数	相談件数
緑の相談	毎月第2・4土曜日 5月4日 午前10時～正午、午後1時～3時	25日	47件

なお、温室では、温室管理員が隨時、ランの栽培管理等に関する質問や相談に応じた。

公益目的事業3 「文化及び芸術の振興を目的とする事業」

ア 文化振興事業

市民に文化活動の成果を発揮する場を提供するため、文化芸術の発表会等を開催した。

また、文化振興をとおして、SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」など、子どもの育成や交流の場の提供により、持続可能な開発目標の達成に貢献します。

事業名	場所	実施日	入場者数(人)
第39回 高砂市吹奏楽合同演奏会	文化会館	令和5年6月18日	延べ1,200
武蔵・伊織児童絵画・書道展	総合体育館	令和5年11月26日	展示作品数 60作品

(2) 収益事業等

収益事業 「体育施設及び公園施設利用者への利便提供」(飲料水等自動販売機の設置)

体育施設及び公園施設の利用者の利便性の向上を図るため、飲料水の自動販売機（26台）を設置し、身近に又手軽に飲料水入手できることで、利用者の健康保持を図るとともにその収益を公益事業及び自主事業に活用した。また、市ノ池公園においては、アイスクリームの自動販売機を新たに設置し、利用者の熱中症対策と利便性の向上に努めた。

その他事業 「公園の維持管理事業」

兵庫県等が設置している公園等の維持管理の委託を高砂市から受け、除草清掃及び植木剪定を実施し、地域住民の憩いの場所の確保に努めた。

(3) 公の施設の利用状況

各施設の利用状況は、次のとおりである。

① 総合体育館

	アリーナ	トレーニング室	格技場 1	格技場 2
利用件数(件)	1,369	—	747	1,125
利用人員(人)	90,938	9,858	28,907	21,460

	会議室 1	会議室 2	計
利用件数(件)	170	53	3,464
利用人員(人)	11,469	835	163,467

② 総合運動公園体育施設

	陸上競技場	野球場	テニスコート	相撲場
利用件数(件)	50	142	3,568	102
利用人員(人)	19,354	25,435	31,534	2,050

	サブグラウンド	計
利用件数(件)	536	4,398
利用人員(人)	26,059	104,432

③ 生石体育センター

	アリーナ	卓球室(北)	卓球室(南) 〔旧ミーティング室〕	計
利用件数(件)	3,307	1,298	862	5,467
利用人員(人)	34,452	2,960	2,199	39,611

④ 市ノ池公園キャンプ場

	テントサイト (宿泊)	テントサイト (日帰り)	バーベキュー サイド	計
利用サイト数(件)	272	1,127	1,493	2,892
利用人員(人)	968	7,550	6,943	15,461

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	48,123,788	42,101,927	6,021,861
小口現金	190,000	190,000	0
現金	365,850	80,100	285,750
普通預金(通常分)[68****]	45,655,998	38,787,145	6,868,853
普通預金(預り金分)[68****]	1,911,940	3,044,682	△ 1,132,742
未収金	902,833	878,523	24,310
仮払金	0	27,000	△ 27,000
流動資産合計	49,026,621	43,007,450	6,019,171
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	100,000,000	100,000,000	0
定期預金	0	0	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
運用財産積立資産	5,000,000	5,000,000	0
特定資産合計	5,000,000	5,000,000	0
固定資産合計	105,000,000	105,000,000	0
資産合計	154,026,621	148,007,450	6,019,171
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	16,588,453	13,465,867	3,122,586
未払消費税等	2,910,200	288,100	2,622,100
未払法人税等	580,800	555,000	25,800
前受金	1,211,210	2,319,730	△ 1,108,520
預り金	780,986	749,957	31,029
健康保険預り金	296,760	290,637	6,123
厚生年金預り金	475,800	451,095	24,705
所得税等預り金	8,426	8,225	201
流動負債合計	22,071,649	17,378,654	4,692,995
負債合計	22,071,649	17,378,654	4,692,995
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)
正味財産合計	31,954,972	30,628,796	1,326,176
負債及び正味財産合計	131,954,972	130,628,796	1,326,176
	154,026,621	148,007,450	6,019,171

正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	384,000	194,369	189,631
基本財産受取利息	384,000	194,369	189,631
事業収益	303,866,424	304,675,010	△ 808,586
公の施設管理運営事業収益	217,927,700	219,172,560	△ 1,244,860
公園等維持管理事業収益	59,776,189	59,722,261	53,928
施設利用増進事業収益	16,811,535	16,649,189	162,346
振興事業収益	9,351,000	9,131,000	220,000
受取補助金	6,000,000	6,000,000	0
受取市補助金	6,000,000	6,000,000	0
受取寄附金	0	0	0
受取寄附金	0	0	0
雑収益	4,513,758	472,023	4,041,735
受取利息	360	361	△ 1
雑収益	4,513,398	471,662	4,041,736
経常収益計	314,764,182	311,341,402	3,422,780
(2) 経常費用			
事業費	303,661,749	312,693,109	△ 9,031,360
給料手当	64,119,873	61,338,865	2,781,008
臨時雇賃金	2,581,214	3,130,249	△ 549,035
福利厚生費	10,673,521	9,901,725	771,796
旅費交通費	17,100	93,720	△ 76,620
通信運搬費	904,768	858,715	46,053
消耗品費	11,725,265	10,771,245	954,020
修繕費	35,692,254	45,010,637	△ 9,318,383
印刷製本費	766,007	551,108	214,899
燃料費	2,188,699	1,892,653	296,046
光熱水料費	23,524,410	32,026,517	△ 8,502,107
賃借料	4,696,591	5,035,982	△ 339,391
保険料	2,251,750	2,147,420	104,330
諸謝金	4,378,000	4,348,000	30,000
副賞費	552,598	496,251	56,347
租税公課	7,913,200	6,563,900	1,349,300
支払負担金	153,000	324,400	△ 171,400
委託費	118,956,669	115,059,046	3,897,623
原材料費	6,855,839	7,813,550	△ 957,711
雑費	5,710,991	5,329,126	381,865

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	9,195,457	9,839,115	△ 643,658
給料手当	3,886,769	3,729,525	157,244
福利厚生費	618,728	585,666	33,062
会議費	10,858	12,171	△ 1,313
旅費交通費	604,280	827,980	△ 223,700
通信運搬費	61,469	61,566	△ 97
消耗品費	402,541	493,739	△ 91,198
修繕費	0	0	0
印刷製本費	42,410	85,817	△ 43,407
燃料費	5,246	4,840	406
光熱水料費	248,858	232,438	16,420
賃借料	1,196,275	1,739,388	△ 543,113
保険料	612,910	607,480	5,430
租税公課	35,400	36,200	△ 800
支払負担金	453,400	432,275	21,125
委託費	903,290	867,218	36,072
雑費	113,023	122,812	△ 9,789
経常費用計	312,857,206	322,532,224	△ 9,675,018
当期経常増減額	1,906,976	△ 11,190,822	13,097,798
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,906,976	△ 11,190,822	13,097,798
法人税、住民税及び事業税	580,800	555,000	25,800
当期一般正味財産増減額	1,326,176	△ 11,745,822	13,071,998
一般正味財産期首残高	30,628,796	42,374,618	△ 11,745,822
一般正味財産期末残高	31,954,972	30,628,796	1,326,176
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	384,000	192,000	192,000
一般正味財産への振替額	△ 384,000	△ 192,000	△ 192,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	131,954,972	130,628,796	1,326,176

正味財産増減計算書内訳書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計	合計	
	公益事業1	公益事業2	公益事業3	共通	小計	収益事業	その他事業	共通	小計		
	スポーツ振興事業	緑化推進事業	文化芸術振興事業			施設利用者利便事業	公園の維持管理事業				
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益	0	0	0		0	0	0		0	384,000	
基本財産受取利息	0	0	0		0	0	0		0	384,000	
事業収益	140,886,200	152,126,635	0		293,012,835	6,465,060	4,388,529		10,853,589	0 303,866,424	
公の施設管理運営事業収益	130,141,200	87,786,500	0		217,927,700	0	0		0	0 217,927,700	
公園等維持管理事業収益	0	55,387,660	0		55,387,660	0	4,388,529		4,388,529	0 59,776,189	
施設利用増進事業収益	1,959,000	8,387,475	0		10,346,475	6,465,060	0		6,465,060	0 16,811,535	
振興事業収益	8,786,000	565,000	0		9,351,000	0	0		0	0 9,351,000	
受取補助金	0	0	0		0	0	0		0	6,000,000 6,000,000	
受取市補助金	0	0	0		0	0	0		0	6,000,000 6,000,000	
受取寄附金	0	0	0		0	0	0		0	0 0	
受取寄附金	0	0	0		0	0	0		0	0 0	
雑収益	3,124,000	1,383,818	0		4,507,818	0	0		0	5,940 4,513,758	
受取利息	0	0	0		0	0	0		0	360 360	
雑収益	3,124,000	1,383,818	0		4,507,818	0	0		0	5,580 4,513,398	
経常収益計	144,010,200	153,510,453	0	0	297,520,653	6,465,060	4,388,529	0	10,853,589	6,389,940 314,764,182	
(2) 経常費用											
事業費											
給料手当	33,898,554	30,221,319	0		64,119,873	0	0		0	64,119,873	
臨時雇賃金	0	2,581,214	0		2,581,214	0	0		0	2,581,214	
福利厚生費	5,637,534	5,035,987	0		10,673,521	0	0		0	10,673,521	
旅費交通費	11,840	5,260	0		17,100	0	0		0	17,100	
通信運搬費	469,781	434,987	0		904,768	0	0		0	904,768	
消耗品費	6,971,622	3,635,704	555,423		11,162,749	0	562,516		562,516	11,725,265	
修繕費	19,851,393	15,840,861	0		35,692,254	0	0		0	35,692,254	
印刷製本費	339,114	319,643	107,250		766,007	0	0		0	766,007	
燃料費	354,563	1,606,310	0		1,960,873	0	227,826		227,826	2,188,699	
光熱水料費	16,858,566	5,698,383	0		22,556,949	942,455	25,006		967,461	23,524,410	
賃借料	1,541,927	2,109,624	0		3,651,551	624,290	420,750		1,045,040	4,696,591	
保険料	648,480	1,532,150	0		2,180,630	0	71,120		71,120	2,251,750	
諸謝金	3,978,000	400,000	0		4,378,000	0	0		0	4,378,000	
副賞費	441,098	103,500	8,000		552,598	0	0		0	552,598	
租税公課	3,720,400	3,779,800	0		7,500,200	400,000	13,000		413,000	7,913,200	
支払負担金	13,000	140,000	0		153,000	0	0		0	153,000	
委託費	44,708,916	71,323,545	350,800		116,383,261	0	2,573,408		2,573,408	118,956,669	
原材料費	1,191,608	5,582,953	0		6,774,561	0	81,278		81,278	6,855,839	
雑費	3,252,465	1,579,791	465,110		5,297,366	0	413,625		413,625	5,710,991	

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計					収益事業等会計				法人会計	合計		
	公益事業1 スポーツ振興 事 業	公益事業2 緑化推進 事 業	公益事業3 文化芸術振興 事 業	共通	小計	収益事業 施設利用者 利便事業	その他事業 公園の維持 管理事業	共通	小計				
管理費													
給料手当										3,886,769	3,886,769		
福利厚生費										618,728	618,728		
会議費										10,858	10,858		
旅費交通費										604,280	604,280		
通信運搬費										61,469	61,469		
消耗品費										402,541	402,541		
修繕費										0	0		
印刷製本費										42,410	42,410		
燃料費										5,246	5,246		
光熱水料費										248,858	248,858		
賃借料										1,196,275	1,196,275		
保険料										612,910	612,910		
租税公課										35,400	35,400		
支払負担金										453,400	453,400		
委託費										903,290	903,290		
雑費										113,023	113,023		
経常費用計	143,888,861	151,931,031	1,486,583	0	297,306,475	1,966,745	4,388,529	0	6,355,274	9,195,457	312,857,206		
当期経常増減額	121,339	1,579,422	△ 1,486,583	0	214,178	4,498,315	0	0	4,498,315	△ 2,805,517	1,906,976		
2. 経常外増減の部													
(1) 経常外収益													
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(2) 経常外費用													
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他会計振替額				2,167,258	2,167,258	△ 4,397,115	0	0	△ 4,397,115	2,229,857	0		
税引前 当期一般正味財産増減額	121,339	1,579,422	△ 1,486,583	2,167,258	2,381,436	101,200	0	0	101,200	△ 575,660	1,906,976		
法人税、住民税及び事業税						580,800	0	0	580,800	0	580,800		
当期一般正味財産増減額	121,339	1,579,422	△ 1,486,583	2,167,258	2,381,436	△ 479,600	0	0	△ 479,600	△ 575,660	1,326,176		
一般正味財産期首残高					20,496,989				10,122,279	9,528	30,628,796		
一般正味財産期末残高					22,878,425				9,642,679	△ 566,132	31,954,972		
II 指定正味財産増減の部													
基本財産運用益					0				0	384,000	384,000		
一般正味財産への振替額					0				0	△ 384,000	△ 384,000		
当期指定正味財産増減額					0				0	0	0		
指定正味財産期首残高					0				0	100,000,000	100,000,000		
指定正味財産期末残高					0				0	100,000,000	100,000,000		
III 正味財産期末残高					22,878,425				9,642,679	99,433,868	131,954,972		

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、償却原価法を採用している。

ただし、取得価額と債権金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、重要性の原則を適用し、原価法によっている。

(2)リース取引の処理方法

移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しい取引については通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3)消費税等の会計処理

消費税等については、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	100,000,000	0	0	100,000,000
定期預金	0	0	0	0
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
運用財産積立資産	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
合 計	105,000,000	0	0	105,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	100,000,000	100,000,000	0	—
小 計	100,000,000	100,000,000	0	—
特定資産				
運用財産積立資産	5,000,000	0	5,000,000	0
小 計	5,000,000	0	5,000,000	0
合 計	105,000,000	100,000,000	5,000,000	0

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。

(単位：円)

内 容	帳簿価額	時 價	評 価 損
兵庫県令和4年度 第4回公募公債 (10年)	100,000,000	97,437,100	2,562,900
合 計	100,000,000	97,437,100	2,562,900

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交 付 者	前期末残高	当期増加額	当期減少額
補助金 受取市補助金	高砂市長	0	6,000,000	6,000,000
合 計		0	6,000,000	6,000,000

当期末残高	貸借対照表上の記載区分
0	—
0	—

6. 指定正味財産からの一般正味財産への振替額の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 兵庫県令和4年度 第4回公募公債 (10年) 利息分	384,000
合 計	384,000

財産目録

令和6年3月31日現在

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)					
現金預金	現金	現金手許有高	運転資金として	555,850	
	預金	普通預金 (三井住友銀行 高砂支店)	運転資金として	45,655,998	
	預金	普通預金 (三井住友銀行 高砂支店)	運転資金として	1,911,940	
	未収金		自動販売機売上手数料 自動販売機電気使用料等 施設利用料等	61,026 722,937 118,870	
流动資産合計				49,026,621	
(固定資産)					
基本財産	投資有価証券				
			運用益を管理費の財源として使用している	100,000,000	
特定資産	運用財産積立資産				
			運用益を管理費の財源として使用している	5,000,000	
固定資産合計				105,000,000	
資産合計				154,026,621	
(流動負債)					
	未払金	精算返納金	公園等維持管理事業等受託費返納金	634,336	
		その他未払金	委託費等の未払い分	15,954,117	
	未払消費税等		消費税等の未払い分	2,910,200	
	未払法人税等		法人税等の未払い分	580,800	
	前受金		体育館施設利用料	1,211,210	
	預り金	健康保険預り金	健康保険預り分	296,760	
		厚生年金預り金	厚生年金預り分	475,800	
		所得税等預り金	所得税預り分	8,426	
流动負債合計				22,071,649	
負債合計				22,071,649	
正味財産				131,954,972	

監査報告書

令和6年5月9日

公益財団法人 高砂市施設利用振興財団
理事長 中野哲郎様

公益財団法人 高砂市施設利用振興財団

監事 北野洋一

監事 西中亮二

私たち監事は、法令及び定款の定めに基づき、公益財団法人高砂市施設利用振興財団の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の会計及び業務について監査を実施したので、その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 会計監査については、理事及び使用人等から会計処理の状況を聴取し、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録等について、その真実性及び正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査については、理事会に出席したほか、理事及び使用人等から業務処理の状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、当該事業年度に係る業務執行の妥当性について検討いたしました。

2 監査結果

- (1) 事業報告書の内容は妥当であり、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿及び通帳の残高照合を行った結果、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は記載金額と一致し、法人の收支状況及び財政状態に関して、真実な報告であると認めます。
- (3) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。



令和6年度

事業計画書及び收支予算書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

公益財団法人 高砂市施設利用振興財団

目 次

ページ

1. 事 業 計 画 書

公益目的事業

公益事業1 「スポーツ振興事業」	1
公益事業2 「緑化推進事業」	9
公益事業3 「文化及び芸術の振興を目的とする事業」	13

収益事業等

収益事業 「体育施設及び公園施設利用者への利便提供」..... (飲料水等自動販売機の設置)	13
その他事業 「公園の維持管理事業」	13

管理施設の概要	14
---------------	----

2. 収 支 予 算 書

収 支 予 算 書	15
収支予算書内訳書	17

3. 資金調達及び設備投資の見込みについて

事業計画書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

はじめに

公益財団法人として施設の効率的な管理運営と利用の増進を図るとともに、関係行政機関等と密接に連携し、公益目的事業を積極的かつ誠実に行い、文化及びスポーツの振興並びに緑化事業の推進を図り、市民の緑豊かで文化の香りあふれる生活環境づくりと健康増進に寄与することを目的として事業を実施します。令和6年度からは、都市公園、市ノ池公園キャンプ場および総合運動公園、総合体育館、運動公園体育施設ともにあらためて指定管理者に指定されて、気を引き締め新たな気持ちで施設の運営管理に努めてまいります。

特に公益事業1の「スポーツ振興事業」については、美津濃株式会社及び阪神園芸株式会社と共同事業体「ときめく高砂未来創造パートナーズ」を構成し、新たな事業展開を進めてまいります。

また、令和6年度も SDGs(持続可能な開発目標)を財団運営の『道しるべ』とし、SDGs実現に向けて各事業に取り組むとともに、引き続き感染症の広がりなど注視しつつ各事業を実施します。

なお、令和6年度は、高砂市が誕生し70年を迎えます。すべての高砂市指定事業及び各種事業に「市制70周年記念」の冠及びシンボルマーク、キャッチフレーズを付し、市民及び利用者とともに祝します。

公益目的事業

公益事業1 「スポーツ振興事業」

平成6年度から新たに5年間、高砂市から総合体育館、総合運動公園体育施設(陸上競技場・テニスコート・野球場・相撲場・サブグラウンド)の指定管理を受け、市民スポーツの振興を目的とした体育施設の管理運営を行います。今まで以上の管理運営を進めるため、美津濃株式会社及び阪神園芸株式会社と共同事業体を構成し、各構成団体が得意とする分野、異なる事業形態の共同事業体として、これまで培ってきた実績を活かし、相互に補い、イノベーションを持続させ、脱コロナ以降の社会情勢の変化、多様化する市民ニーズに対応するため、それぞれの経験を発揮した事業を進めます。

多様化するニーズに応えるため、現在の自主事業を踏まえ、構成団体とともに幅広い年齢層に対応した事業を提供します。休館・休場日についても利用者の利便性の向上を図り、利用者増に繋げるため、年末年始と施設のメンテナンス等に必要な毎月第2月曜日のみにします。

また、トレーニング室の利用者が安全に安心に利用でき、効率的なトレーニング環境を提供するため、トレーニングメニュー作成や PDCA サイクルなど充実を図ります。

引き続き、スポーツ振興をとおして、SDGs目標3「すべての人に健康と福祉を」をはじめとし、運動とスポーツを行い活動的なライフスタイルと精神的な安定をもたらし、それにより健康増進を図り、構成団体とともに持続可能な開発目標の達成に貢献します。

1. 自主事業

各種スポーツ教室の開催や体育館施設の貸与を行うことにより、スポーツを振興し市民の健康増進の実現を図る。

ア 各種スポーツ教室の開催

子どもから高齢者まで幅広い年代層が参加できる各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや健康維持の増進を図る。

事 業 名	内 容	対 象	定員	場 所	期 間
硬式テニスⅠ	基本から応用、試合までの技術を学びます。	16歳以上	60 60	総合運動公園 テニスコート	5月～10月 11月～3月
硬式テニスⅡ					
バドミントン	基本から応用、試合までの技術を学びます。	16歳以上	50 50	総合体育館 (予定)	5月～10月 11月～3月
卓 球	基本から応用、試合までの技術を学びます。	16歳以上	40 40	総合体育館 アリーナ	5月～10月 11月～3月
トレーニングⅠ	簡単にマイペースで出来るトレーニングを行い、シェイプアップを目指します。	16歳以上	40 40	総合体育館 アリーナ	5月～10月 11月～3月
トレーニングⅡ			30 30		
ス 一 パ 一 ド ラ イ ブ	卓球をベースにしたニュースポーツで、楽しく体を動かします。	16歳以上	60 60	総合体育館 アリーナ	5月～10月 11月～3月
レ デ ィ ー ス K A R A T E	心身のリフレッシュとシェイプアップおよび護身用として空手道の習得を目指します。	16歳以上 の女性	15 15	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～10月 11月～3月
い き い き 健 康 教 室 Ⅰ	無理のない有酸素運動で健康維持を目指し、ボールを使って楽しくトレーニング。そして、ゆっくりストレッチで気持ちもリラックスします。シニアの健康体操クラスです。	55歳以上	60 60	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～10月 11月～3月
い き い き 健 康 教 室 Ⅱ			60 60		
い き い き 健 康 教 室 Ⅲ			60 60		

事 業 名	内 容	対 象	定員	場 所	期 間
すこやか健康体操	無理なく身体を動かし、リハビリや健康維持を目指す、身体に優しい教室です。	60歳以上	60 60	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～10月 11月～3月
シニアわくわく元気体操	毎日をのびやかに楽しく過ごせる様、健康維持を目指す教室です。	65歳以上	30 30	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～10月 11月～3月
スポーツチャンバラ	基本から応用、試合までの技術を学びます。	16歳以上	15 15	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～10月 11月～3月
カントリーダンス	アメリカの国民音楽カントリー・ミュージックに合わせて踊るダンスを基本から学び体幹力を上げる教室です。	16歳以上	15 15	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～10月 11月～3月
さわやかストレッチ	高齢化により、健康体操が体力的に続ける事が難しくなってきた方たちを対象にした無理のないストレッチの教室です。	70歳以上	35 35	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～10月 11月～3月
リラクゼーション・ヨガ	呼吸法を重視し、全身をリラックスさせながら美しいスタイルを目指します。	16歳以上	40 40 40	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
リフレッシュ・ヨガ	呼吸で心と身体の調和をはかり、自分のペースで無理のないポーズでシェイプアップを目指します。	16歳以上	40 40 40	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
美姿勢ヨガ	自然に姿勢を意識し、身体に優しく、リラックスできるヨガです。	16歳以上	40 40 40	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
モーニング・ヨガ	呼吸で心と身体の調和をはかり、爽やかな1日がスタートできます。	16歳以上	50 50 50	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
そ う 快 (運動習慣支援)	様々な方法で適度に楽しく無理なく身体を動かし、運動習慣を身につけます。	16歳以上	35 35 35	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
フィットネスエアロビクス	有酸素運動で、音楽に合わせながら気持ちよく全身運動を行います。	16歳以上の女性	30 30 30	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
はつらつフィットネス	脂肪燃焼を促す有酸素運動を中心に行います。	16歳以上	35 35 35	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
健康フラダンス	フラダンスを基本に初心者も高齢者も参加しやすく健康を意識した教室です。	16歳以上の女性	20 20 20	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
柔 道	基本から試合までを学ぶとともに礼儀作法等を身につけます。	小学生	40	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～3月

事業名	内容	対象	定員	場所	期間
陸上	すべての運動の基本である「走る」、「飛ぶ」、「投げる」を学びます。	小学生 3年生以上	70	陸上競技場	5月～3月
バレー・ボーラ	基本から応用、試合までの技術を学びます。	小学生 3年生以上	20	総合体育館 (予定)	5月～3月
少林寺拳法	基本から試合までを学ぶとともに礼儀作法等を身につけます。	小学生 以上	20	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～3月
相撲	相撲を通じて礼儀作法等を学び、基礎体力の向上を目指します。	小学生 中学生	10	相撲場	5月～3月

イ スポーツ交流

スポーツを通じて、心身の鍛練及びふれあい交流を図る。

事業名	内容	対象	人数	場所	時期
武藏・伊織 剣道大会	宮本武蔵や伊織のように「文武両道」の精神に鑑み、剣道を通じて心身の向上を図る。	小学生	500	総合体育館 アリーナ	5月
日本スーパー ドライブ交流会	高砂市が普及に取り組んでいるニュースポーツの体験を通じて交流を図る。	16歳 以上	120	総合体育館 アリーナ	6月
ユニバーサルスポーツ TAKASAGO ユニバーサルへの風	障がいのある人ない人が、スポーツ交流を通じ理解を深め、地域における障がい者スポーツの推進を図る。	中学生 以上	100	総合体育館 アリーナ	8月
高砂市武道 振興大会	武道6団体が一堂に会し、武道を通じて交流を図り、かつ心身の向上を図る。	小学生 以上	200	総合体育館 アリーナ	9月
知的障がい者 陸上競技交流会	スポーツの楽しさを体験し、参加者が交流を通じお互いの理解を深め、社会参加の推進に寄与する。	県内知的 障がい者 及び指導者	80	陸上競技場	11月
高砂マラソン 【新規】	高砂マラソン実行委員会に参画し、高砂市、高砂市スポーツ協会、高砂市陸上競技協会とともに幅広い世代が参加することが出来る大会を開催する。	全年齢	1,000	加古川河川 敷マラソンコース	12月

事 業 名	内 容	対 象	人 数	場 所	時 期
無料開放デイ (施設活用事業) 【新規】	<p>フレイル予防のための事業 陸上競技場の芝生広場を活用することにより、フレイルを防ぐ3ポイントのうち、栄養を除く“運動”と“社会参加”的機会を設ける。</p> <p>「気軽に、無理なく、楽しく、笑いながら」おしゃべりができる空間を提供し、高齢者の活動の場を広げ、新たな社会資本としての「ソーシャルキャピタル」の醸成に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例グラウンドゴルフ大会など <p>子育て支援のための事業 (育児の日、毎月、平日の12日)</p> <p>子育て関連施設や子育てボランティアの協力のもと、子育て世代に安全で安心して遊びやスポーツに触れる機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はだし遊び、自転車乗りなど 	高齢者 子育て世代	一	陸上競技場	6回/年

ウ 体力増進事業

各種講習会を開催し、市民の健康維持並びに体力の増進を図る。

事 業 名	内 容	対 象	人 数	場 所	時 期
トレーニング 講 習 会 【リニューアル】	基礎的な体力づくりが行えるトレーニング機器の説明と、自分に合ったトレーニングの指導・アドバイスを行い、新たに「トレーナーコアタイム」(トレーナー常駐時間)を設定し、経験と知識をもつスタッフが、利用者にカウンセリングを行うと共に、体力づくり、健康づくり等利用者の目的に合わせた個別性を重視したトレーニングアドバイスを実施する。	16歳以上	一	総合体育館 トレーニング室	通年 火水木 午前 午後
テー ピング 講 習 会	専門家と一緒に実際にテープを使用し、テーピングの基本的な技法を習得する。	16歳以上	50	総合体育館	8月

事業名	内容	対象	人数	場所	時期
ジョギング講習会	ストレッチング・ウォーキング・ジョギングの基本をマスターし、30分間ジョギングができるよう指導する。	小学3年生以上	100	陸上競技場	9月
体成分測定会	測定器を用いて部位別筋肉バランス・内臓脂肪・基礎代謝を測定し、運動アドバイスを行う。	小学生以上	330	総合体育館	10月
コーディネーション講習会	体を効率よく使う能力を高める運動を体験し、身体能力の向上を図る。	小学生	80	総合体育館	3月

工 ときめく高砂未来創造パートナーズによる事業

共同事業体の構成団体である美津濃(株)及び阪神園芸(株)とコラボし、ライフステージに応じたスポーツ事業を計画し、施設を有機的、効果的に活用することで、市の「スポーツ推進計画」の達成に寄与する。

事業名	内容	対象	人数	回数
少年少女野球教室	阪神アカデミー所属の元プロ野球選手を招き、野球の基礎からグラウンド整備まで指導し、子どもたちに野球の魅力や楽しさを伝える。	小学生	70	年1回
ビクトリークリニック【新規】	トップアスリートやプロ指導者と直接触れ合えるクリニックや講演会等を実施し市民にスポーツを通じて夢と希望を与え地域活性化を図る。	市民・利用者	50	年1回
健 康 測 定 会 【新規】	体組成測定器(インボディ・BOCA)や骨密度測定器、足型測定器などの計測機器を活用した測定会において、運動の成果や身体の状態を知る機会をつくり健康意識の向上を図る。	市民・利用者	50	年2回
忍 者 学 校 【新規】	幼少期の身体作り・運動能力の発達に必要な『36の基本動作』を取り入れたミズノ流忍者学校を実施します。忍者になりきり、楽しく忍術の練習をしながら遊ぶ中で身につける、ストーリー性を持たせたプログラムです。	幼児・児童	40	年2回
親子 DE ヘキサスロン (あそび運動 プロ グラム) 【新規】	子どもの体力・運動能力の低下が叫ばれる中、運動の楽しさを感じ、運動が好きになってほしいとの願いから、幼少期に身につけたい『36の基本動作』を取り入れ、「走る」「跳ぶ」「投げる」を学べる運動遊びプログラム「ヘキサスロン」により運動発達の芽を伸ばすヘキサスロン専用グッズを活用して親子で遊びながら楽しく運動に親しむ。	子育て世代	20組	年2回

事業名	内 容	対象	人 数	回 数
ダイアモンド トライアウト 【新規】	地域の野球やソフトボール団体と連携して地域の軟式野球チーム等を集めた野球能力測定会を開催します。スポーツ少年団等に加盟するチーム単位で参加して、キャッチボール技術、スイングスピード、球速測定、ベースランニング、遠投等を測定して記録を競う。	小学生	100	年1回
親子野球グラブづくり 【新規】	親子共同作業で野球グラブをつくるイベント。紐通しなどの大変な作業を協力して世界に一つだけのグラブを親子で完成させる。	児童・生徒・保護者	10	年1回
ノルディックウォーキング教室 【新規】	ノルディック・ポールを使用し、安定したあるき方を習得し、膝や腰に不安のある方でも、全身運動を体感する。	市民・利用者	20	年2回
ウォーキング教室 【新規】	専門のコーチに講習を受けた後、姿勢や腕の振りを意識して園内コース周辺を楽しくウォーキングする。	市民・利用者	20	年2回
運動会必勝塾 【新規】	走り方の基本やスタートダッシュのコツなどのポイントを伝授する。	児童・生徒	40	年2回
親子スポーツ教室 【新規】	親子でボールや跳び箱、マットなどいろんな体育道具を使って遊びながら楽しく身体を動かす。	子育て世代	20	年2回
なわとび教室 【新規】	縄跳び講師が、縄跳びの飛び方、回し方など基本的な技術の習得を目指します。	幼児・児童	20	年1回
スポーツ塾(鉄棒) 【新規】	鉄棒の基本的な身体の動かし方などを行うプログラム。前回り、逆上がりができるなどを目指します。	幼児・児童	20	年2回
スポーツ塾(跳び箱・マット) 【新規】	跳び箱とマット運動で身体の動かし方などを行うプログラム。開脚跳びや前転、後転ができるなどを目指します。	幼児・児童	20	年2回
スポーツTAKASAGO アニバーサリー70 (仮称) 【新規】	市制70周年を記念し、各種体験教室、ヘキサスロンに加えて、激ムズチャレンジ等の開催など各種事業を開催します。また、すべての体育施設を活用し、各種事業を組み合わせ実施します。	市民・利用者	—	令和6年度

2. 受託事業

ア スポーツ・レクリエーション振興事業

スポーツを通じて交流を深めるため、各種スポーツ大会を実施する。

(ア) 各種スポーツ大会

野球・サッカーなど各種の大会を開催し、スポーツの振興を図る。

事 業 名	対 象	人 数	場 所	時 期
招 待 中 学 校 新 人 野 球 大 会	中 学 生	240	野 球 場	8月
ス ポ ー ツ 少 年 团 秋 季 軟 式 野 球 大 会	小 学 生	360	野 球 場	9月
ス ポ ー ツ 少 年 团 サ ッ カ ー 交 流 大 会	小 学 生	100	陸上競技場	9月
ス ポ ー ツ 少 年 团 空 手 道 交 歓 大 会	小 学 生	100	総合体育館 格 技 場 II	2月

(イ) 市長杯競技大会

県下各地から選抜チームを招いて大会を実施するなど、各種競技のレベルアップを図るとともに、スポーツを通じて交流を深めることを目的として実施する。

事 業 名	対 象	人 数	場 所	時 期
中 学 生 ハ ン ド ボ ール 大 会	東播磨地区中学生	100	総合体育館	5月
卓 球 大 会	東・北播磨地区選抜	140	総合体育館	6月
中学校・高等学校柔道大会	県 内 中 学 生 県 内 高 校 生	700 1, 500	総合体育館	12月 11月
中学校・高等学校剣道大会	県 内 中 学 生 県 内 高 校 生	1, 000 1, 100	総合体育館	2月 11月
インドアソフトテニス大会	東・北播磨地区選抜	100	総合体育館	2月
東 播 バ ド ミ ン ト ン 大 会	東・北播磨地区選抜	100	総合体育館	3月

公益事業2「緑化推進事業」

高砂市から市ノ池公園等の公園施設の指定管理を受け、緑化事業の推進を目的とした公園施設の管理運営を行います。

また、市民に花と緑にあふれる環境のもとで自然を体感してもらうため、市ノ池公園の一画に設置しているキャンプ場の運営を行います。

緑化推進をとおして、SDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」など多くの持続可能な開発目標の達成に貢献します。

1. 自主事業

緑化の推進、緑の保全のため、市ノ池公園に設置しているみどりの相談所において、植物を育てる市民からの相談に対応するとともに、市民向けの教室や植物展示会等を開催している。

ア 花と緑の教室

みどりの相談所多目的研修室等において、園芸の一般常識と技術習得を目的とした園芸教室を開催する。

事 業 名	定 員	教 室 形 式	時 期
苔 玉 を 楽 し む 【再開】	20	実 習	5月
洋 ラ ン の 植 え 替 え と 育 て 方 ①	20	講 義 (一部実習)	5月
多 肉 植 物 の 寄 せ 植 え	30	実 習	6月
福 助 菊・ダルマ菊の作り方と育て方①	20	講 義 (一部実習)	6月
プリザーブドフラワー アレンジメント①	30	実 習	6月
観 葉 植 物 の 寄 せ 植 え	30	実 習	6月
福 助 菊・ダルマ菊の作り方と育て方②	20	講 義 (一部実習)	7月
竹 ラ ン タ ン づ く り	20	実 習	7月
秋 の 玄 関 を 飾 る 寄 せ 植 え	30	実 習	9月
苔 テ ラ リ ウ ム	20	実 習	9月
プリザーブドフラワー アレンジメント②	30	実 習	10月
クリスマスを飾る寄せ植え	30	実 習	11月
お 正 月 用 洋 風 の 寄 せ 植 え	30	実 習	12月
門 松 づ く り	20	実 習	12月

事業名	定員	教室形式	時期
バラの剪定と育て方	20	講義 (一部実習)	1月
プリザーブドフラワーアレンジメント③	30	実習	2月
洋ランの植え替えと育て方②	20	講義 (一部実習)	2月
春の草花を使った寄せ植え	30	実習	3月

イ 展示会

花と緑の意識の高揚を図るため、みどりの相談所において、花や緑に関する展示会を開催する。

事業名	共催団体名	場所	時期
盆栽山野草展	高砂盆栽協会	相談所展示コーナー	4月
おもと・山野草展(春)	播磨山野草 おもと同好会	相談所展示コーナー	4月
ふれあい山野草展(春)	市ノ池山草会	相談所展示コーナー	4月
古典園芸植物 と山野草展	高砂古典園芸同好会	相談所展示コーナー	5月
多肉植物展	自主展	市ノ池公園温室	5月
初夏の山野草と古典植物展	高砂古典園芸同好会	相談所展示コーナー	6月
おもと・山野草・富貴蘭展	播磨山野草 おもと同好会	相談所展示コーナー	7月
食虫植物展	自主展	市ノ池公園温室	7月・8月
秋の山野草展	山野草を楽しむ会	相談所展示コーナー	9月
ふれあい山野草展(秋)	市ノ池山草会	相談所展示コーナー	10月
おもと・山野草展(秋)	播磨山野草 おもと同好会	相談所展示コーナー	10月
第46回花と緑の写生コンクール 入賞作品展	自主展	相談所展示コーナー	11月
カトレア展	自主展	市ノ池公園温室	12月
播州苔展 【新規】	アトリエ windwing	相談所展示コーナー	1月・2月
市ノ池洋ラン展	播磨ラン会	市ノ池公園温室	2月
春の山野草展	山野草を楽しむ会	相談所展示コーナー	3月

ウ 緑の相談会

みどりの相談所展示コーナーにおいて、各種団体の相談員が、植物に関するいろいろな質問や相談に応じる。

事 業 名	講 師	場 所	時 期
盆栽づくり相談会 (一部体験会)	高砂盆栽協会	相談所展示コーナー 多目的研修室	4月

エ 体験・観察会

市ノ池公園における施設や植物等を一般公開し、都市緑化植物園の機能をもつ公園を広く市民に親しんでもらうため、観察会を実施する。

事 業 名	講 師	場 所	時 期
ハーブの香りを楽しむ会	ワイルドストロベリー (ハーブ園ボランティア)	市ノ池公園ハーブ園	5・10月
水辺の植物観察会	播磨ウェットランドリサーチ	市ノ池公園	7月
野外活動教室 【新規】	高砂市レクリエーション協会	市ノ池公園キャンプ場	7月

オ 緑の普及事業

緑の普及啓発を目的に事業を実施する。

事 業 名	事 業 内 容	時 期
ボランティア交流事業	各々に活動している緑化ボランティア団体の活動報告や意見交換の場とする。	4月
緑のカーテン事業	一般家庭でのエネルギー消費の抑制、また緑の普及啓発を目的として実施する。	5月
のじぎく配布事業	市ノ池公園来園者にのじぎく苗900株を無料配布する。	5月～6月
花のある公園づくり事業 (花いっぱい運動)	市内の公園を対象に、地元自治会やボランティアと協同で植栽を実施し、緑化の普及啓発を図る。	2月

カ その他事業

多様な主体の参画と協働のもと、公園の利活用や緑化推進活動を通し公園の活性化及び新たな魅力の創出を目的に行う事業。

事 業 名(参 画 ・ 協 働)	事 業 内 容	時 期
市ノ池公園ウェディング (兵庫大学) 【新規】	市制70周年記念事業として、兵庫大学などと連携し、市ノ池公園で結婚式を企画し公園の新たな魅力を創出します。	10月
市ノ池公園楽市楽座 (NPO 法人兵庫楽市フクロウの会)	市ノ池公園でグルメ、ハンドメイド雑貨、海産物、果物野菜など多彩なお店が並ぶにぎやかなマルシェを開催する。	毎月第3日曜日 (1月除く)
市ノ池公園マルシェ (N-Theory 株式会社)	市ノ池公園で人気のキッチンカーの出店やワークショップを開催する。	年2回程度
こども食堂 in 市ノ池公園 (阿弥陀おかげ村) (ハーベスト8849)	市ノ池公園でこども食堂を開催する。食事の提供だけではなく、子どもたちが楽しめるイベントやワークショップも実施する。	年6~8回程度
学生による公園緑化に関わる 支 援 事 業 (兵庫県立高砂南高等学校)	高砂南高校が高砂公園内で実施する、「コミュニティ探究講座」について、技術指導を含め資材の提供等支援する。	10月
キャンプ場ゴミ回収サービス 【新規】	キャンプ場のゴミの有料回収サービスを実施する。	5月以降随時

2. 受託事業

ア 緑の普及事業

緑の普及啓発を目的に、緑化資材配布、菊花展覧会、写生コンクール、記念植樹用苗木配布等の事業を実施する。

事 業 名	事 業 内 容	時 期
緑化資材配布事業	市民及び市内学校園等を対象に、ポーチュラ力、のじぎく等の緑化資材を提供し、緑化の普及啓発を図る。	5月~6月
花壇等植栽事業	公園等の花壇やプランターを利用し、ボランティアと協同で植栽を実施し、緑化の普及啓発を図る。	5月・10月
高砂菊花展覧会	市ノ池公園内において、市と市民および関係団体が一体となって第57回高砂菊花展覧会を開催する。	10月~11月
花と緑の写生コンクール	小学生、中学生を対象として、「花と緑」を課題とした第46回写生コンクールを実施する。	11月
記念植樹用苗木配布事業	市民の結婚・出生にちなみ、記念樹とするための苗木を無償配布して祝意を表す。	申込 隨時 配布 11月・3月
花壇のあるまちづくり事業	市道沿等にプランターを設置し、地域団体等による維持管理を行う。 6団体 86基	申込 隨時 配布 6月・11月
緑の相談	みどりの相談所に相談コーナーを設け、専門相談員が、植物に関するいろいろな質問や相談に応じる。	毎月第2・第4土曜日 及び 5月4日

公益事業3 「文化及び芸術の振興を目的とする事業」

日頃の文化活動の成果を発揮する場を提供することにより、文化の振興を図る。

また、文化振興をとおして、SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」など、子どもの育成や交流の場の提供により、持続可能な開発目標の達成に貢献します。

1. 自主事業

市民に芸術文化の鑑賞の機会と日頃の文化活動の成果を発表する場を提供する。

事 業 名	事 業 内 容	場 所	時 期
高砂市吹奏楽合同演奏会	市内中学校・高等学校吹奏楽部、高砂市吹奏楽団による合同演奏会を開催する。	文化会館 大ホール	6月
武蔵・伊織児童絵画・書道展	小学生を対象に宮本武蔵・伊織の文武両道を両立させた姿勢を顕彰するため、絵画・書道のコンクールを実施する。	総合体育館	11月

収益事業等

収益事業 「体育施設及び公園施設利用者への利便提供及び熱中症対策」

(飲料水等自動販売機の設置)

体育施設及び公園施設の利用者の利便性の向上と熱中症対策を図るため、飲料水等の自動販売機を設置し、身近で手軽に飲料水等入手できるようにすることで、利用者の健康保持を図るとともに、その収益を公益事業などにより利用者に還元します。

令和6年度は、従来からの災害対応型自動販売機に加え、利用者の安全・安心を確保するための「見守りカメラ付き自動販売機」、災害時に情報提供や無償で飲料を提供する「デジタルサイネージ型自動販売機」、売上の一部でオリンピック選手を支援する「オリンピック支援型自動販売機」を設置し、より公益に資する収益事業を進めます。

また、令和4年度に市ノ池公園に設置した「アイスクリーム自動販売機」を総合運動公園においても設置し、利用者の利便性向上及び熱中症対策を図ります。

その他事業 「公園の維持管理事業」

兵庫県等が設置している公園等の維持管理の委託を受け、除草清掃及び植木剪定を実施し、地域住民の憩いの場所の確保に努めます。

[管理施設の概要]

[公の施設]

施設の名称	施設の概要
総合体育館	面積 建物 8,473.16 m ² 施設 アリーナ、格技場1・2、会議室1・2、トレーニング室
総合運動公園体育施設	施設 陸上競技場、テニスコート、野球場、相撲場、サブグラウンド
市ノ池公園キャンプ場	施設 キャンプ施設(管理棟、食事棟、炊事棟、シャワー棟、バーベキューサイト、テントサイト)
都市公園	街区公園 68箇所 近隣公園 5箇所 運動公園 2箇所 都市緑地 4箇所 <u>総合公園</u> 1箇所 計 80箇所

[公園等]

施設の名称	施設の概要
公園等	開発公園 86箇所 緑地公園 3箇所 県立公園 2箇所 マラソンコース 1箇所 <u>その他</u> 6箇所 計 98箇所
環境緑地	環境緑地帯 カネカ前グリーンベルト外14箇所

収支予算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	384	384	0	
基本財産受取利息	384	384	0	
事業収益	341,313	309,953	31,360	
公の施設管理運営事業収益	248,997	219,843	29,154	
公園等維持管理事業収益	61,480	60,228	1,252	
施設利用増進事業収益	17,897	17,440	457	
振興事業収益	12,939	12,442	497	
受取補助金	6,000	6,000	0	
受取市補助金	6,000	6,000	0	
受取寄附金	1	1	0	
受取寄附金	1	1	0	
雑収益	402	132	270	
受取利息	1	1	0	
雑収益	401	131	270	
経常収益計	348,100	316,470	31,630	
(2) 経常費用				
事業費	347,136	312,512	34,624	
給料手当	71,022	73,808	△ 2,786	
臨時雇賃金	2,716	2,716	0	
福利厚生費	12,293	12,938	△ 645	
旅費交通費	34	176	△ 142	
通信運搬費	1,082	1,094	△ 12	
消耗品費	11,069	9,771	1,298	
修繕費	27,346	24,061	3,285	
印刷製本費	730	656	74	
燃料費	2,391	2,298	93	
光熱水料費	38,753	33,205	5,548	
賃借料	5,272	4,724	548	
保険料	2,271	2,268	3	
諸謝金	4,387	4,372	15	
副賞費	569	569	0	
租税公課	8,281	8,786	△ 505	
支払負担金	458	472	△ 14	
委託費	144,488	117,009	27,479	
原材料費	6,962	6,996	△ 34	
雑費	7,012	6,593	419	

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
管理費	10,119	9,866	253	
給料手当	3,914	3,796	118	
臨時雇賃金	0	0	0	
福利厚生費	688	660	28	
会議費	19	19	0	
旅費交通費	799	793	6	
通信運搬費	90	90	0	
消耗品費	378	639	△ 261	
修繕費	10	10	0	
印刷製本費	47	43	4	
燃料費	8	8	0	
光熱水料費	253	240	13	
賃借料	1,199	1,199	0	
保険料	675	675	0	
諸謝金	30	30	0	
租税公課	72	47	25	
支払負担金	841	541	300	
委託費	975	952	23	
雑費	121	124	△ 3	
経常費用計	357,255	322,378	34,877	
当期経常増減額	△ 9,155	△ 5,908	△ 3,247	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 9,155	△ 5,908	△ 3,247	
一般正味財産期首残高	30,629	42,375	△ 11,746	
一般正味財産期末残高	21,474	36,467	△ 14,993	
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	100,000	100,000	0	
指定正味財産期末残高	100,000	100,000	0	
III 正味財産期末残高	121,474	136,467	△ 14,993	

収支予算書内訳書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計					収益事業等会計				法人会計	内部取引消去	合計			
	公益1	公益2	公益3	共通	小計	収益事業	その他事業	共通	小計						
	スポーツ振興事業	緑化推進事業	文化振興事業			施設利用者利便事業	公園の維持管理事業								
I 一般正味財産増減の部															
1. 経常増減の部															
(1) 経常収益															
基本財産運用益	0	0	0		0	0	0		0	384		384			
基本財産受取利息	0	0	0		0	0	0		0	384		384			
事業収益	170,987	158,155	0		329,142	7,402	4,769		12,171	0		341,313			
公の施設管理運営事業収益	156,758	92,239	0		248,997	0	0		0	0		248,997			
公園等維持管理事業収益	0	56,711	0		56,711	0	4,769		4,769	0		61,480			
施設利用増進事業収益	1,925	8,570	0		10,495	7,402	0		7,402	0		17,897			
振興事業収益	12,304	635	0		12,939	0	0		0	0		12,939			
受取補助金	0	0	0		0	0	0		0	6,000		6,000			
受取市補助金	0	0	0		0	0	0		0	6,000		6,000			
受取寄附金	0	0	0		0	0	0		0	1		1			
受取寄附金	0	0	0		0	0	0		0	1		1			
雑収益	100	300	0		400	0	0		0	2		402			
受取利息	0	0	0		0	0	0		0	1		1			
雑収益	100	300	0		400	0	0		0	1		401			
経常収益計	171,087	158,455	0	0	329,542	7,402	4,769	0	12,171	6,387		348,100			
(2) 経常費用															
事業費															
給料手当	36,435	34,587	0		71,022	0	0		0	0		71,022			
臨時雇賃金	0	2,716	0		2,716	0	0		0	0		2,716			
福利厚生費	6,273	6,020	0		12,293	0	0		0	0		12,293			
旅費交通費	8	26	0		34	0	0		0	0		34			
通信運搬費	518	559	4		1,081	1	0		1	0		1,082			
消耗品費	6,080	3,532	1,051		10,663	1	405		406	0		11,069			
修繕費	15,010	12,336	0		27,346	0	0		0	0		27,346			
印刷製本費	181	408	141		730	0	0		0	0		730			
燃料費	447	1,712	0		2,159	0	232		232	0		2,391			
光熱水料費	28,782	8,695	0		37,477	1,180	96		1,276	0		38,753			
賃借料	2,119	2,082	0		4,201	668	403		1,071	0		5,272			
保険料	653	1,546	0		2,199	0	72		72	0		2,271			
諸謝金	3,987	400	0		4,387	0	0		0	0		4,387			
副賞費	454	107	8		569	0	0		0	0		569			
租税公課	3,561	4,189	1		7,751	505	25		530	0		8,281			
支払負担金	11	447	0		458	0	0		0	0		458			
委託費	66,523	74,457	400		141,380	0	3,108		3,108	0		144,488			
原材料費	957	5,884	0		6,841	0	121		121	0		6,962			
雑費	3,824	2,475	405		6,704	1	307		308	0		7,012			

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計					収益事業等会計				法人会計	内部取引消去	合計			
	公益1	公益2	公益3	共通	小計	収益事業	その他事業	共通	小計						
	スポーツ振興事業	緑化推進事業	文化振興事業			施設利用者利便事業	公園の維持管理事業								
管理費															
給料手当										3,914		3,914			
臨時雇賃金										0		0			
福利厚生費										688		688			
会議費										19		19			
旅費交通費										799		799			
通信運搬費										90		90			
消耗品費										378		378			
修繕費										10		10			
印刷製本費										47		47			
燃料費										8		8			
光熱水料費										253		253			
賃借料										1,199		1,199			
保険料										675		675			
諸謝金										30		30			
租税公課										72		72			
支払負担金										841		841			
委託費										975		975			
雑費										121		121			
経常費用計	175,823	162,178	2,010	0	340,011	2,356	4,769	0	7,125	10,119		357,255			
当期経常増減額	△ 4,736	△ 3,723	△ 2,010	0	△ 10,469	5,046	0	0	5,046	△ 3,732		△ 9,155			
2. 経常外増減の部															
(1) 経常外収益															
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			
(2) 経常外費用									0						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			
他会計振替額				2,489	2,489	△ 5,046		0	△ 5,046	2,557		0			
当期一般正味財産増減額	△ 4,736	△ 3,723	△ 2,010	2,489	△ 7,980	0	0	0	0	△ 1,175		△ 9,155			
一般正味財産期首残高				20,497	20,497			10,122	10,122	10		30,629			
一般正味財産期末残高	△ 4,736	△ 3,723	△ 2,010	22,986	12,517	0	0	10,122	10,122	△ 1,165		21,474			
II 指定正味財産増減の部															
基本財産運用益															
一般正味財産への振替額															
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000		100,000			
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000		100,000			
III 正味財産期末残高	△ 4,736	△ 3,723	△ 2,010	22,986	12,517	0	0	10,122	10,122	98,835		121,474			

資金調達及び設備投資の見込みについて

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

高議第 24 号

委託基本協定を締結することについて

西日本旅客鉄道株式会社に JR 神戸線曾根駅自由通路等整備及び駅舎橋上化工事を委託する基本協定を次のとおり締結するものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

J R 神戸線曾根駅
自由通路等整備及び駅舎橋上化に関する基本協定書

高砂市（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、J R 神戸線曾根駅自由通路等整備及び駅舎橋上化工事（以下「工事」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（工事の位置及び設計）

第1条 工事の位置及び設計は、別紙位置図及び別紙図書－1のとおりとする。

（工事の施工）

第2条 工事は、次により施工するものとする。

乙の代行発注（都市施設）　自由通路等整備

乙施工　（鉄道施設）　自由通路等整備に伴う支障移転等
駅舎橋上化

（工事の完成期限）

第3条 工事の完成期限は、令和11年3月31日とする。

2 甲は、駅南側の甲用地について、令和7年11月から乙の電気工事に、令和9年4月から乙の建築工事に必要な範囲を使用させるものとし、これによることができない場合は、前項に規定する完成期限の延伸について甲・乙協議するものとする。

（工事に要する費用及び負担）

第4条 工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙工事費概算額調書により、総額3,689,600千円（うち消費税及び地方消費税181,745千円を含む。）とし、甲が3,662,600千円、乙が駅舎の建替え相当額として27,000千円をそれぞれ負担するものとする。

2 乙の責めによる場合を除き、乙の負担額は変更しないものとする。

（公正性と透明性の確保）

第5条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることを鑑み、工事の執行に当たり、相互に公正性と透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、工事の促進を図るものとする。

(年度協定)

第6条 甲及び乙は、各年度の工事の実施に当たっては、別途当該年度ごとの工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結に当たり、工事の継続に支障しないよう努めるものとする。

(工事の内容等の変更)

第7条 工事の設計変更及び物価労賃の変動等により、工事に著しい変更を来す場合は、あらかじめその内容を確認し、甲・乙協議の上、処理するものとする。

2 工事実施の結果、第4条の金額を減額変更する場合については、次条第1項の確認時に提出する資料をもって協定変更したものとする。

(工事費の確認及び精算)

第8条 乙は、工事完成後速やかに甲の確認を得て工事費を精算するものとする。

2 乙は、各年度の工事費については、年度末において甲の確認を得て精算するものとする。

(施設の帰属及び保守管理)

第9条 工事完成後の財産の帰属及び保守管理は、次のとおりとする。

都市施設 甲

鉄道施設 乙

なお、詳細については、別途、甲・乙協議して管理協定を締結するものとする。

(撤廃物等の処理)

第10条 工事の結果発生する撤廃物は、その物につき管理していた側のものとする。

2 工事の施行上購入し、又は設置した物件で、工事完成後残存するものは、甲に帰属するものとし、その処分は乙が実施し、第8条第1項の精算の際に処理するものとする。

(土地の処理)

第11条 甲は、工事の結果新たに都市施設となる乙の所有地のうち、乙の鉄道事業上支障のない範囲（別紙図書－2に青色で示す部分）約564m²については有償で譲り受けるものとし、乙が必要とする範囲（別紙図書－2に緑色で示す部分）約9m²は甲の用地と交換するものとする。詳細については、甲・乙協

議の上、別途覚書を交換するものとする。

- 2 甲は、歩行者空間として必要となる乙の所有地のうち、乙が鉄道事業上必要となる範囲（別紙図書－2に黄色で示す部分）約 250m^2 については、施設物存続中無償又は有償で使用できるものとする。
- 3 甲は、工事施行のために必要となる甲及び第三者の用地については、甲の責任において確保するものとし、乙はこれを無償で使用できるものとする。
- 4 甲は、自由通路を道路区域に編入するに当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の7の規定により、その範囲を空間部分に限定し、乙の鉄道事業に支障を及ぼさないものとする。

（公租公課）

第12条 甲は、前条第2項の土地を無償で使用する場合は、使用期間中の公租公課について負担するものとする。詳細は、別途甲・乙協議するものとする。

（行政上の手続）

第13条 工事の施行に必要となる行政上の手続については、甲が処理するものとし、乙はこれに協力するものとする。

（苦情等の処理）

第14条 工事の施行に伴う第三者からの苦情等の処理については、乙の責めに帰する場合を除き、甲において処理するものとする。

（損害の負担）

第15条 工事の施行に伴う損害については、乙の重大な責めによる場合を除き、甲・乙協議の上、甲が負担するものとする。

（工事の進捗状況の確認）

第16条 甲及び乙は、必要に応じて工事の進捗に関する打合せを行うものとし、事務手続等に変更が伴う場合は、甲・乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

（施設物の使用及び添架）

第17条 乙は、鉄道事業上必要となる施設を、甲の施設物に無償で設置又は添架できるものとし、その実施に当たっては、その都度甲・乙協議して処理するものとする。

（工事の完成確認及び引渡し）

第18条 乙は、工事が完成したときは、速やかにその旨を甲に通知するものとし、甲・乙立会いの上、工事完成の確認を行うものとする。

2 前項による確認後、乙は都市施設のしゅん功図等を甲に提出するものとし、引渡し物品については別途甲・乙協議の上処理するものとする。

(安全施策における連携)

第19条 甲及び乙は、金ヶ田踏切の廃止について、相互に協力し、自由通路供用開始までに方向性を決定することを目指すものとする。

(その他)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議して処理するものとする。

以上、協定締結の証としてこの基本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 高砂市

高砂市長

都 倉 達 殊

乙 西日本旅客鉄道株式会社

執行役員 近畿統括本部長 三津野 隆宏

高議第25号

指定管理者の指定期間の延長について

次のとおり指定管理者の指定期間を延長するため、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

記

1 指定期間を延長する施設の名称

高砂市勤労者総合福祉センター

2 指定管理者の団体の名称

一般財団法人高砂市勤労福祉財団

3 延長する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

高議第26号

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年7月1日付けて事務所の位置の変更に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合規約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「神戸市中央区下山手通 4 丁目 16 番 3 号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

高議第27号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、兵庫県内の全ての市町と協議する。

よって、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年兵庫県指令市振第2297号)
の一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

高議第 28 号

高砂市工楽松右衛門旧宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市工楽松右衛門旧宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

高砂市工楽松右衛門旧宅条例の一部を改正する条例

高砂市工楽松右衛門旧宅条例（平成30年高砂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条中「年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に当たるときは、その翌日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- (3) 工楽家旧宅の保守に必要な日

第10条中「午前9時から午後6時まで」を「午前10時から午後5時まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

高議第 29 号

高砂市コミュニティ基金条例を廃止する条例を定めることについて

高砂市コミュニティ基金条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

高砂市コミュニティ基金条例を廃止する条例

高砂市コミュニティ基金条例（平成3年高砂市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高議第30号

高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例

高砂市医療費助成条例（平成21年高砂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高議第31号

高砂市勤労者総合福祉センター条例を廃止する条例を定めることについて

高砂市勤労者総合福祉センター条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

高砂市勤労者総合福祉センター条例を廃止する条例

高砂市勤労者総合福祉センター条例(平成4年高砂市条例第26号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例(昭和43年高砂市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

高議第32号

高砂市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

高砂市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

高砂市空家等の適正な管理に関する条例（平成28年高砂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(以下「管理不全な状態」という。)」を「及び法第13条第1項において管理不全空家等の要件として定められている状態」に改める。

第5条第1項中「管理不全な」を「特定空家等又は管理不全空家等に該当する」に改める。

第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法第13条第1項の規定により必要な措置をとるよう指導する場合において、過失がなくて指導が行われるべき者を確知することができないときは、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するため必要な最小限度の応急措置を講ずることができる。

第8条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第13条第2項の規定による勧告に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高議第33号

高砂市新たな学校づくり推進審議会条例を定めることについて

高砂市新たな学校づくり推進審議会条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

高砂市新たな学校づくり推進審議会条例

(設置)

第1条 高砂市立の小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）の望ましい教育環境の実現に向けた計画を策定するため、高砂市新たな学校づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、高砂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査審議する。

- (1) 市立小中学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (2) 市立小中学校の通学区域に関すること。
- (3) 市立小中学校の施設の在り方に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について教育委員会が行う報告に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内に所在する教育・保育施設及び市立小中学校の代表者
- (3) 市内に所在する教育・保育施設に在籍する児童の保護者並びに市立小中学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (4) 学校の運営等に関して協議する機関の代表者
- (5) 社会教育委員の代表者
- (6) 市内に所在する自治会の代表者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者から推薦を受けた者
- (8) 公募による者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和9年9月30日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合は、公開しないことができる。

(専門部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門部会の構成員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第11条 委員及び専門部会の構成員の報酬の額は、日額9,000円とする。

- 2 報酬は、出席の日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第12条 委員、専門部会の構成員及び第9条に規定する者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、高砂市職員等の旅費に関する条例（昭

和 35 年高砂市条例第 6 号) に定めるところによる。

3 前項に定めるもののほか、第 1 項の規定により支給する旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(庶務)

第 13 条 審議会及び専門部会の庶務は、教育部教育推進室において処理する。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、審議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 9 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

高議第34号

高砂市いじめ問題調査委員会条例を定めることについて

高砂市いじめ問題調査委員会条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

高砂市いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第1条　いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定に基づき、いじめ問題に係る重大事態（同項に規定する重大事態をいう。次条において同じ。）の発生時における事実関係を明確にするための調査を行うため、高砂市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条　調査委員会は、高砂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を調査する。

(組織)

第3条　調査委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 心理に関する専門的な知識を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2　委員の任期は、委嘱の日から調査委員会が第2条の諮問に係る答申を行う日までとする。

(委員長)

第5条　調査委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
3　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条　調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第7条 会議は、非公開とする。

(意見の収集等)

第8条 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見、説明若しくは事情を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育部学校教育室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

社　会　教　育　委　員	日額	9,000円
-------------	----	--------

」

を

「

社　会　教　育　委　員	日額	9,000円
いじめ問題調査委員会	委　員	日額

」

に改める。

高議第35号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表教育支援委員会の項の次に次のように加える。

学　校　運　営　協　議　会	委　員	日額	3, 000円
---------------	-----	----	---------

附　則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

高議第36号

高砂市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

高砂市下水道条例の一部を改正する条例

高砂市下水道条例（昭和40年高砂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「専属する」を「選任されている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 回
令和 6 年度高砂市
一般会計補正予算

一般会計

目 次

ページ

1 第1回 令和6年度高砂市一般会計補正予算	159
2 第1表 歳入歳出予算の補正	
・ 歳 入	160
・ 歳 出	166
3 第2表 債務負担行為の補正	170
4 第3表 地方債の補正	172
(予算に関する説明書)	
5 歳入歳出補正予算事項別明細書	
(1) 総 括	175
(2) 歳 入	178
(3) 歳 出	190
(予算に関する説明書)	
6 補正予算給与費明細書	212
(予算に関する説明書)	
7 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は 支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する補正調書	216
(予算に関する説明書)	
8 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現 在高の見込みに関する補正調書	218

第1回 令和6年度高砂市一般会計補正予算

令和6年度高砂市の一般会計第1回補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,149,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,998,018千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債の補正」による。

令和6年6月4日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

第1表 歳入歳出予算の補正

歳 入

款	項
① 市 税	(1) 市 民 税 (2) 固 定 資 産 税 (3) 軽 自 動 車 税 (4) 市 た ば こ 税 (5) 都 市 計 画 税
② 地 方 譲 与 税	(1) 地 方 振 発 油 譲 与 税 (2) 自 動 車 重 量 譲 与 税 (3) 森 林 環 境 譲 与 税 (4) 特 別 と ん 譲 与 税
③ 利 子 割 交 付 金	(1) 利 子 割 交 付 金
④ 配 当 割 交 付 金	(1) 配 当 割 交 付 金
⑤ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	(1) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
⑥ 法 人 事 業 税 交 付 金	(1) 法 人 事 業 税 交 付 金
⑦ 地 方 消 費 税 交 付 金	(1) 地 方 消 費 税 交 付 金
⑧ 環 境 性 能 割 交 付 金	(1) 環 境 性 能 割 交 付 金
⑨ 地 方 特 例 交 付 金	(1) 地 方 特 例 交 付 金
⑩ 地 方 交 付 税	(1) 地 方 交 付 税

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
15, 896, 000	0	15, 896, 000
5, 142, 000	0	5, 142, 000
8, 590, 000	0	8, 590, 000
247, 000	0	247, 000
580, 000	0	580, 000
1, 337, 000	0	1, 337, 000
213, 585	0	213, 585
46, 000	0	46, 000
154, 000	0	154, 000
10, 585	0	10, 585
3, 000	0	3, 000
7, 000	0	7, 000
7, 000	0	7, 000
110, 000	0	110, 000
110, 000	0	110, 000
131, 000	0	131, 000
131, 000	0	131, 000
239, 000	0	239, 000
239, 000	0	239, 000
2, 061, 000	0	2, 061, 000
2, 061, 000	0	2, 061, 000
51, 000	0	51, 000
51, 000	0	51, 000
480, 000	0	480, 000
480, 000	0	480, 000
3, 620, 000	0	3, 620, 000
3, 620, 000	0	3, 620, 000

一般会計

款	項
⑪ 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	(1) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
⑫ 分 担 金 及 び 負 担 金	(1) 分 担 金 (2) 負 担 金
⑬ 使 用 料 及 び 手 数 料	(1) 使 用 料 (2) 手 数 料
⑭ 国 庫 支 出 金	(1) 国 庫 負 担 金 (2) 国 庫 補 助 金 (3) 委 託 金
⑮ 県 支 出 金	(1) 県 負 担 金 (2) 県 補 助 金 (3) 委 託 金
⑯ 財 产 収 入	(1) 財 产 運 用 収 入 (2) 財 产 売 払 収 入
⑰ 寄 附 金	(1) 寄 附 金
⑱ 繰 入 金	(1) 基 金 繰 入 金
⑲ 繰 越 金	(1) 繰 越 金
⑳ 諸 収 入	(1) 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
18, 500	0	18, 500
18, 500	0	18, 500
22, 843	0	22, 843
390	0	390
22, 453	0	22, 453
705, 861	0	705, 861
366, 376	0	366, 376
339, 485	0	339, 485
5, 803, 292	848, 779	6, 652, 071
5, 049, 774	0	5, 049, 774
734, 545	848, 779	1, 583, 324
18, 973	0	18, 973
2, 571, 139	1, 503	2, 572, 642
1, 813, 844	0	1, 813, 844
530, 031	1, 303	531, 334
227, 264	200	227, 464
73, 357	0	73, 357
73, 355	0	73, 355
2	0	2
425, 000	1, 000	426, 000
425, 000	1, 000	426, 000
922, 292	119, 716	1, 042, 008
922, 292	119, 716	1, 042, 008
1	0	1
1	0	1
2, 112, 653	137, 097	2, 249, 750
10, 000	0	10, 000

一般会計

款	項
	(2) 預 金 利 子
	(3) 貸 付 金 元 利 収 入
	(4) 受 託 事 業 収 入
	(5) 雜 入
② 市 債	(1) 市 債
歲 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 5 0	0	4 5 0
4 7 9, 5 1 2	0	4 7 9, 5 1 2
1 9 7, 1 9 6	0	1 9 7, 1 9 6
1, 4 2 5, 4 9 5	1 3 7, 0 9 7	1, 5 6 2, 5 9 2
2, 3 8 4, 5 0 0	4 1, 9 0 0	2, 4 2 6, 4 0 0
2, 3 8 4, 5 0 0	4 1, 9 0 0	2, 4 2 6, 4 0 0
3 7, 8 4 8, 0 2 3	1, 1 4 9, 9 9 5	3 8, 9 9 8, 0 1 8

一般会計

款	項
① 議會費	
	(1) 議會費
② 總務費	
	(1) 總務管理費
	(2) 徵稅費
	(3) 戶籍住民基本台帳費
	(4) 選舉費
	(5) 統計調查費
	(6) 監查委員費
③ 民生費	
	(1) 社會福祉費
	(2) 高齡者福祿費
	(3) 兒童福祿費
	(4) 生活保護費
	(5) 災害救助費
④ 衛生費	
	(1) 保健衛生費
	(2) 清掃費
⑤ 勞動費	
	(1) 勞動施設費
	(2) 勞動諸費
⑥ 農林水產業費	
	(1) 農業費
	(2) 水產業費
⑦ 商工費	
	(1) 商工費
⑧ 土木費	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 2 3, 9 5 1	0	3 2 3, 9 5 1
3 2 3, 9 5 1	0	3 2 3, 9 5 1
4, 4 3 7, 8 8 7	8 1 1, 8 2 7	5, 2 4 9, 7 1 4
3, 7 7 2, 7 8 7	8 0 6, 3 1 2	4, 5 7 9, 0 9 9
3 5 4, 9 0 9	0	3 5 4, 9 0 9
2 0 0, 2 4 4	5, 5 1 5	2 0 5, 7 5 9
6 0, 6 1 6	0	6 0, 6 1 6
1 9, 7 4 9	0	1 9, 7 4 9
2 9, 5 8 2	0	2 9, 5 8 2
1 5, 8 2 4, 9 1 1	9 5, 2 8 3	1 5, 9 2 0, 1 9 4
6, 1 4 1, 1 6 2	8 5, 4 4 1	6, 2 2 6, 6 0 3
1, 5 7 6, 4 1 5	0	1, 5 7 6, 4 1 5
6, 0 4 4, 8 1 1	9, 8 4 2	6, 0 5 4, 6 5 3
2, 0 6 1, 8 1 1	0	2, 0 6 1, 8 1 1
7 1 2	0	7 1 2
3, 5 1 2, 1 9 5	1 9 1, 3 0 5	3, 7 0 3, 5 0 0
1, 5 9 6, 5 1 3	1 7 0, 9 3 5	1, 7 6 7, 4 4 8
1, 9 1 5, 6 8 2	2 0, 3 7 0	1, 9 3 6, 0 5 2
9 9, 5 4 8	6 2	9 9, 6 1 0
3 4, 9 0 6	0	3 4, 9 0 6
6 4, 6 4 2	6 2	6 4, 7 0 4
2 1 5, 6 4 4	4, 3 7 7	2 2 0, 0 2 1
1 8 3, 6 1 2	4, 3 7 7	1 8 7, 9 8 9
3 2, 0 3 2	0	3 2, 0 3 2
7 3 8, 7 4 4	3, 9 2 1	7 4 2, 6 6 5
7 3 8, 7 4 4	3, 9 2 1	7 4 2, 6 6 5
4, 0 6 1, 5 8 7	6 0	4, 0 6 1, 6 4 7

一般会計

款	項
	(1) 土木管理費
	(2) 道路橋りよう費
	(3) 河川費
	(4) 港湾費
	(5) 住宅費
	(6) 下水道費
⑨ 都市計画費	
⑩ 消防費	(1) 都市計画費
⑪ 教育費	(1) 消防費
	(1) 教育総務費
	(2) 小学校費
	(3) 中学校費
	(4) 幼稚園費
	(5) 社会教育費
	(6) 青少年対策費
⑫ 災害復旧費	
	(1) 土木施設災害復旧費
⑬ 公債費	
	(1) 公債費
⑭ 諸支出金	
	(1) 諸費
⑮ 予備費	
	(1) 予備費
歳出合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
18, 500	0	18, 500
1, 119, 331	0	1, 119, 331
287, 111	0	287, 111
1, 155	60	1, 215
75, 490	0	75, 490
2, 560, 000	0	2, 560, 000
673, 291	0	673, 291
673, 291	0	673, 291
1, 734, 316	4, 132	1, 738, 448
1, 734, 316	4, 132	1, 738, 448
3, 090, 719	39, 028	3, 129, 747
839, 872	24, 640	864, 512
1, 278, 713	11, 754	1, 290, 467
642, 774	2, 360	645, 134
46, 765	0	46, 765
270, 412	0	270, 412
12, 183	274	12, 457
1	0	1
1	0	1
3, 099, 229	0	3, 099, 229
3, 099, 229	0	3, 099, 229
6, 000	0	6, 000
6, 000	0	6, 000
30, 000	0	30, 000
30, 000	0	30, 000
37, 848, 023	1, 149, 995	38, 998, 018

一般会計

第2表 債務負担行為の補正

事 項	期 間	
	補 正 前	補 正 後
文 書 管 理 及 び 電 子 決 裁 シ ス テ ム 関 連 機 器 借 上 料	_____	自 令 和 6 年 度 至 令 和 1 1 年 度
おくやみコーナー運営業務委託	_____	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度
土 地 借 上 料	_____	自 令 和 7 年 度 至 令 和 2 6 年 度
学校のあり方検討計画策定業務委託	_____	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度

限度額			所管課
補正前の額	補正額	補正後の額	
千円 0	千円 44,375	千円 44,375	総務課
0	25,773	25,773	市民窓口課
0	2,040	2,040	エコクリーンピア はりま
0	31,350	31,350	教育総務課

第3表 地方債の補正

起債の目的	補正前					
	限度額	借入先	起債の方法	利 率	償還の方法	
体育施設整備事業	123,200	国 銀 行 その他	公債証券の発行又は普通貸借の方法により借り入れる。 公債証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき100円とする。 ただし、財政又は工事の都合により、翌年度に繰越して起債することができる。	年5.00%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内	毎年度元利均等又は元金均等の方法により償還する。 なお、借入先の融資条件に変更あるときは、その融資条件に従う。 ただし、財政の都合その他により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利の地方債に借換えることができる。
水道事業会計 水道管路耐震化事業	—	—	—	—	—	

限 度 額	借入先	起債の方法	利 率	後 償 還 の 方 法	
				期 間 (据置期間 を含む)	方 法
千円 141,300					
		変 更 な し			
23,800	国 銀 行 その他の 公債証券の發行又は普通貸借の方法により借入れる。 公債証券発行の場合における發行価格は、額面100円につき100円とする。 ただし、財政又は工事の都合により、翌年度に繰越して起債することができる。	年5.00%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内	毎年度元利均等又は元金均等の方法により償還する。 なお、借入先の融資条件に変更あるときは、その融資条件に従う。 ただし、財政の都合その他により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利の地方債に借換えることができる。	

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
① 市 稅	15,896,000	0	15,896,000
② 地 方 譲 与 税	213,585	0	213,585
③ 利 子 割 交 付 金	7,000	0	7,000
④ 配 当 割 交 付 金	110,000	0	110,000
⑤ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	131,000	0	131,000
⑥ 法 人 事 業 税 交 付 金	239,000	0	239,000
⑦ 地 方 消 費 税 交 付 金	2,061,000	0	2,061,000
⑧ 環 境 性 能 割 交 付 金	51,000	0	51,000
⑨ 地 方 特 例 交 付 金	480,000	0	480,000
⑩ 地 方 交 付 税	3,620,000	0	3,620,000
⑪ 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,500	0	18,500
⑫ 分 担 金 及 び 負 担 金	22,843	0	22,843
⑬ 使 用 料 及 び 手 数 料	705,861	0	705,861
⑭ 国 庫 支 出 金	5,803,292	848,779	6,652,071
⑮ 県 支 出 金	2,571,139	1,503	2,572,642
⑯ 財 産 収 入	73,357	0	73,357
⑰ 寄 附 金	425,000	1,000	426,000
⑱ 繰 入 金	922,292	119,716	1,042,008
⑲ 繰 越 金	1	0	1
⑳ 諸 収 入	2,112,653	137,097	2,249,750
㉑ 市 債	2,384,500	41,900	2,426,400
歳 入 合 計	37,848,023	1,149,995	38,998,018

一般会計

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
① 議 会 費	323,951	0	323,951
② 総 務 費	4,437,887	811,827	5,249,714
③ 民 生 費	15,824,911	95,283	15,920,194
④ 衛 生 費	3,512,195	191,305	3,703,500
⑤ 労 働 費	99,548	62	99,610
⑥ 農 林 水 産 業 費	215,644	4,377	220,021
⑦ 商 工 費	738,744	3,921	742,665
⑧ 土 木 費	4,061,587	60	4,061,647
⑨ 都 市 計 画 費	673,291	0	673,291
⑩ 消 防 費	1,734,316	4,132	1,738,448
⑪ 教 育 費	3,090,719	39,028	3,129,747
⑫ 災 害 復 旧 費	1	0	1
⑬ 公 債 費	3,099,229	0	3,099,229
⑭ 諸 支 出 金	6,000	0	6,000
⑮ 予 備 費	30,000	0	30,000
歳 出 合 計	37,848,023	1,149,995	38,998,018

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	0
761,573	0	18,100	3,933	28,221
86,671	1,303	0	4	7,305
0	0	23,800	133,300	34,205
0	0	0	0	62
0	0	0	0	4,377
0	0	0	0	3,921
0	0	0	60	0
0	0	0	0	0
0	0	0	300	3,832
535	200	0	500	37,793
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
848,779	1,503	41,900	138,097	119,716

一般会計

(2)

歳

[款] ⑭ 国庫支出金

款項目	補正前の額	補正額	計
⑭ 国庫支出金	5,803,292	848,779	6,652,071
(2) 国庫補助金	734,545	848,779	1,583,324
1 総務費国庫補助金	56,296	171	56,467
2 民生費国庫補助金	197,693	9,193	206,886
8 デジタル田園都市国家構想交付金	0	3,067	3,067
9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	836,348	836,348

入

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 補助金	171	(市民窓口課) 個人番号カード交付事務費補助金 171,000円
1 社会福祉費 補助金	3,979	(地域福祉課) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業 $7,958,720 \times 1 / 2 = 3,979,360$ 円
2 児童福祉費 補助金	5,214	(幼児保育課) 保育対策総合支援事業費補助金 医療的ケア児保育支援事業 $7,822,000 \times 2 / 3 = 5,214,666$ 円
1 デジタル田 園都市国家 構想交付金	3,067	(企画課) デジタル田園都市国家構想交付金 3,067,000円
1 物価高騰対 応重点支援 地方創生臨 時交付金	836,348	(企画課) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 836,348,000円

一般会計

[款] ⑯ 県支出金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
⑯ 県支出金	2,571,139	1,503	2,572,642
(2) 県補助金	530,031	1,303	531,334
2 民生費県補助金	412,263	1,303	413,566
(3) 委託金	227,264	200	227,464
6 教育費委託金	3,147	200	3,347

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 児童福祉費補助金	1,303	(幼児保育課) 保育対策総合支援事業費補助金 医療的ケア児保育支援事業 $7,822,000\text{円} \times 1/6 = 1,303,666\text{円}$
2 小学校費委託金	200	(学校教育課) 体力アップ実践研究モデル事業委託金 200,000円

一般会計

[款] ⑯ 寄附金

款項目	補正前の額	補正額	計
⑯ 寄附金	425,000	1,000	426,000
(1) 寄附金	425,000	1,000	426,000
2 衛生費寄附金	0	500	500
3 教育費寄附金	0	500	500

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費 寄附金	500	(健康増進課) 保健衛生総務費寄附金 500
1 教育総務費 寄附金	500	(学校教育課) 教育総務費寄附金 500

一般会計

[款] ⑯ 繰入金

款項目	補正前の額	補正額	計
⑯ 繰入金	922,292	119,716	1,042,008
(1) 基金繰入金	922,292	119,716	1,042,008
1 財政調整基金繰入金	782,561	119,716	902,277

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	119,716	(財政課) 財政調整基金繰入金 119,716

一般会計

[款] ②0 諸収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
②0 諸収入	2,112,653	137,097	2,249,750
(5) 雜入	1,425,495	137,097	1,562,592
2 雜入	1,424,110	137,097	1,561,207

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 雑入	137,097	<p>(危機管理室) コミュニティ助成事業助成金 300</p> <p>(課税課) 社会保険料個人負担金 5</p> <p>(地域振興課) コミュニティ助成事業助成金 2,300</p> <p>(健康増進課) 新型コロナウイルスワクチン助成金 132,800</p> <p>(文化スポーツ課) 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金 1,628</p> <p>(地域福祉課) 社会保険料個人負担金 4</p> <p>(治水対策課) リフレッシュ瀬戸内補助金 60</p>
		一般会計

[款] ② 市債

款項目	補正前の額	補正額	計
② 市債	2,384,500	41,900	2,426,400
(1) 市債	2,384,500	41,900	2,426,400
1 総務債	337,500	18,100	355,600
3 衛生債	0	23,800	23,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理債	18,100	(文化スポーツ課) 体育施設整備事業債 18,100
1 保健衛生債	23,800	(財政課) 水道事業会計水道管路耐震化事業債 23,800

一般会計

(3) 歳

[款] ② 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
② 総務費	4,437,887	811,827	5,249,714	特定財源 783,606 一般財源 28,221
(1) 総務管理費	3,772,787	806,312	4,579,099	特定財源 780,903 一般財源 25,409
1 一般管理費	1,089,853	758,875	1,848,728	特定財源 758,875 (内訳) 国庫支出金 758,870 諸収入 5 一般財源 0
2 職員研修費	5,966	300	6,266	特定財源 0 一般財源 300
7 情報管理費	526,418	2,142	528,560	特定財源 0 一般財源 2,142
17 自治振興費	292,393	2,300	294,693	特定財源 2,300 (内訳) 諸収入 2,300 一般財源 0

出

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	2,538	(課税課) 定額減税補足給付金給付事業 報酬 事務等担当者報酬 〔 2,538〕 職員手当等 時間外勤務手当 〔 1,170〕 共済費 共済組合負担金 社会保険料 旅費 〔 1,170〕 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 〔 493〕 役務費 郵便料 電話料 振込手数料 〔 493〕 委託料 通信設備等設置委託料 給付金給付事務支援委託料 〔 7,467〕 使用料及び賃借料 事務備品借上料 〔 146〕 負担金補助及び交付金 定額減税補足給付金 〔 7,467〕 720,000
3 職員手当等	1,170	
4 共済費	493	
8 旅費	90	
10 需用費	537	
11 役務費	7,467	
12 委託料	26,434	
13 使用料及び 賃借料	146	
18 負担金補助 及び交付金	720,000	
18 負担金補助 及び交付金	300	(人事課) 職員研修事業 〔 300〕 負担金補助及び交付金 〔 300〕 職員資格取得助成金 〔 300〕
13 使用料及び 賃借料	2,142	(I C T 推進課) 運用管理事業 〔 2,142〕 使用料及び賃借料 クラウド型ソフト使用料 〔 2,142〕 317 コミュニケーション支援ツール使用料 663 汎用データベースツール使用料 1,162
18 負担金補助 及び交付金	2,300	(地域振興課) コミュニティ助成事業 〔 2,300〕 負担金補助及び交付金 〔 2,300〕 一般コミュニティ助成事業助成金 〔 2,300〕

一般会計

[款] ② 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の訳
18 地域交流センター費	233,427	1,767	235,194	特定財源 0 一般財源 1,767
19 国際交流費	7,248	3,528	10,776	特定財源 1,628 (内訳) 諸収入 1,628 一般財源 1,900
21 文化スポーツ振興費	424,581	37,400	461,981	特定財源 18,100 (内訳) 市債 18,100 一般財源 19,300
(3) 戸籍住民基本台帳費	200,244	5,515	205,759	特定財源 2,703 一般財源 2,812
1 戸籍住民基本台帳費	200,244	5,515	205,759	特定財源 2,703 (内訳) 国庫支出金 2,703 一般財源 2,812

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
11 役務費	1,767	(地域振興課) 各地域交流センター整備事業 役務費 アスベスト測定手数料 【 1,767】 〔 1,767〕 1,767
12 委託料	271	(文化スポーツ課) 国際交流協会補助事業 負担金補助及び交付金 国際交流協会補助金 海外姉妹都市交流推進事業 委託料 海外姉妹都市交流事業委託料 【 3,257】 〔 3,257〕 3,257 【 271】 〔 271〕 271
18 負担金補助 及び交付金	3,257	
12 委託料	37,400	(文化スポーツ課) 体育施設整備事業 委託料 野球場改修工事設計業務等委託料 【 37,400】 〔 37,400〕 37,400
10 需用費	66	(市民窓口課) 戸籍住民基本台帳事務事業 需用費 消耗品費 〔 66〕 66
11 役務費	83	役務費 電話料 通信サービス料 〔 83〕 27 56
12 委託料	5,231	委託料 おくやみコーナー体制構築業務委託料 おくやみコーナー運営業務委託料 通信設備等設置委託料 〔 5,231〕 1,955 3,080 196 30
13 使用料及び 賃借料	30	使用料及び賃借料 おくやみコーナー予約システム使用料 備品購入費 〔 30〕 30
17 備品購入費	105	

一般会計

[款] ③ 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の訳
③ 民生費	15,824,911	95,283	15,920,194	特定財源 87,978 一般財源 7,305
(1) 社会福祉費	6,141,162	85,441	6,226,603	特定財源 81,461 一般財源 3,980
1 社会福祉総務費	1,233,259	85,441	1,318,700	特定財源 81,461 (内訳) 国庫支出金 81,457 諸収入 4 一般財源 3,980
(3) 児童福祉費	6,044,811	9,842	6,054,653	特定財源 6,517 一般財源 3,325
3 児童措置費	3,938,351	9,842	3,948,193	特定財源 6,517 (内訳) 国庫支出金 5,214 県支出金 1,303 一般財源 3,325

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	684	(地域福祉課) 生活困窮者自立支援事業 委託料 【 7,959】 〔 7,959〕
3 職員手当等	200	子どもの学習・生活支援業務委託料 7,959
4 共済費	133	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 報酬 事務等担当者報酬 【 77,482】 〔 684〕 684
10 需用費	44	職員手当等 時間外勤務手当 【 200】 200
11 役務費	585	共済組合負担金 社会保険料 需用費 消耗品費 印刷製本費 【 44】 49 84 29 15
12 委託料	18,639	役務費 郵便料 電話料 振込手数料 【 585】 444 20 121
13 使用料及び 賃借料	56	委託料 通信設備等設置委託料 給付金給付事務支援委託料 【 10,680】 60 10,620 〔 56〕 56
18 負担金補助 及び交付金	65,100	使用料及び賃借料 事務備品借上料 負担金補助及び交付金 【 65,100】 65,100 住民税非課税世帯等支援給付金 65,100
18 負担金補助 及び交付金	9,842	(幼児保育課) 保育環境改善事業 負担金補助及び交付金 【 9,842】 〔 9,842〕 医療的ケア児保育支援事業補助金 おむつ処理費補助金 7,822 2,020

一般会計

[款] ④ 衛生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
④ 衛生費	3,512,195	191,305	3,703,500	特定財源 157,100 一般財源 34,205
(1) 保健衛生費	1,596,513	170,935	1,767,448	特定財源 157,100 一般財源 13,835
1 保健衛生総務費	850,142	24,371	874,513	特定財源 24,300 (内訳) 寄附金 500 市債 23,800 一般財源 71
2 予防費	484,948	133,999	618,947	特定財源 132,800 (内訳) 諸収入 132,800 一般財源 1,199
4 環境保全対策費	194,852	12,565	207,417	特定財源 0 一般財源 12,565
(2) 清掃費	1,915,682	20,370	1,936,052	特定財源 0 一般財源 20,370
2 ごみ減量化・再資源化推進費	27,883	20,268	48,151	特定財源 0 一般財源 20,268
8 広域ごみ処理総務費	180,330	102	180,432	特定財源 0 一般財源 102

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	185	(財政課) 水道事業会計繰出事業 繰出金 水道事業会計～繰出金
17 備品購入費	386	(健康増進課) 母子保健事業 需用費 印刷製本費 備品購入費
27 繰出金	23,800	【 23,800】 〔 23,800〕 23,800
12 委託料	133,999	(健康増進課) 予防接種事業 委託料 予防接種委託料 健康管理システム改修委託料
1 報酬	516	(環境政策課) 地球温暖化対策推進事業 報酬 事務等担当者報酬
8 旅費	16	旅費 役務費 郵便料
11 役務費	33	負担金補助及び交付金 省エネ家電買替促進事業補助金
18 負担金補助 及び交付金	12,000	
24 積立金	20,268	(エコクリーンピアはりま) リサイクル基金積立事業 積立金
13 使用料及び 賃借料	102	(エコクリーンピアはりま) 広域ごみ処理事務事業 使用料及び賃借料 土地借上料

一般会計

[款] ⑤ 労働費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 正 財 源	額 内 の 訳
⑤ 労働費	99,548	62	99,610	特定財源 一般財源	0 62
(2) 労働諸費	64,642	62	64,704	特定財源 一般財源	0 62
1 労働諸費	64,642	62	64,704	特定財源 一般財源	0 62

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	32	(産業振興課) 勤労者労働対策事業 旅費 需用費 消耗品費
10 需用費	30	【 62】 〔 32〕 〔 30〕 30

一般会計

[款] ⑥ 農林水産業費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の訳
⑥ 農林水産業費	215,644	4,377	220,021	特定財源 0 一般財源 4,377
(1) 農業費	183,612	4,377	187,989	特定財源 0 一般財源 4,377
8 林業費	20,635	4,377	25,012	特定財源 0 一般財源 4,377

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	4,377	(産業振興課) 森林環境整備基金積立事業 積立金 【 4,377】 〔 4,377〕

一般会計

[款] ⑦ 商工費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の訳
⑦ 商工費	738,744	3,921	742,665	特定財源 0
				一般財源 3,921
(1) 商工費	738,744	3,921	742,665	特定財源 0
				一般財源 3,921
4 観光費	31,577	3,921	35,498	特定財源 0
				一般財源 3,921

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	3,921	(シティプロモーション室) 観光振興事業 委託料 デジタルスタンプドリード事業委託料 【 3,921】 〔 3,921〕 3,921

一般会計

[款] ⑧ 土木費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 正 財 源	額 内 の 訳
⑧ 土木費	4,061,587	60	4,061,647	特定財源	60
				一般財源	0
(4) 港湾費	1,155	60	1,215	特定財源	60
				一般財源	0
1 港湾費	1,155	60	1,215	特定財源 (内訳) 諸収入	60
				一般財源	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	60	(治水対策課) 港湾管理事業 需用費 消耗品費
		【 60】 〔 60〕 60

一般会計

[款] ⑩ 消防費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正財源	額内訳
⑩ 消防費	1,734,316	4,132	1,738,448	特定財源	300
				一般財源	3,832
(1) 消防費	1,734,316	4,132	1,738,448	特定財源	300
				一般財源	3,832
1 常備消防費	1,624,935	3,832	1,628,767	特定財源	0
				一般財源	3,832
5 災害対策費	35,235	300	35,535	特定財源	300
				(内訳) 諸収入	300
				一般財源	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	3,832	(総務課（消防）) 消防本部等運営管理事業 役務費 キャッシュレス決済手数料 消防庁舎整備事業 役務費 アスベスト測定手数料
18 負担金補助 及び交付金	300	(危機管理室) 地域防災組織育成助成事業 負担金補助及び交付金 地域防災組織育成事業助成金

一般会計

[款] (11) 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
⑪ 教育費	3,090,719	39,028	3,129,747	特定財源 1,235 一般財源 37,793
(1) 教育総務費	839,872	24,640	864,512	特定財源 1,035 一般財源 23,605
2 事務局費	796,308	24,640	820,948	特定財源 1,035 (内訳) 国庫支出金 535 寄附金 500 一般財源 23,605
(2) 小学校費	1,278,713	11,754	1,290,467	特定財源 200 一般財源 11,554

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	5,367	(教育総務課) 学校のあり方検討事業 報酬 新たな学校づくり推進審議会委員報酬 〔 270〕 旅費 〔 7〕 委託料 〔 16,610〕 学校のあり方アンケート調査業務委託料 3,190 学校のあり方検討計画策定業務委託料 13,420 使用料及び賃借料 〔 10〕 施設使用料 10
7 報償費	60	
8 旅費	514	
10 需用費	744	
11 役務費	12	(学校教育課) 地域とともにある学校づくり推進事業 報酬 〔 1,920〕 学校運営協議会委員報酬 1,920 報償費 〔 60〕 旅費 〔 138〕 需用費 〔 480〕 消耗品費 480
12 委託料	16,610	
13 使用料及び 賃借料	1,125	不登校問題対策推進事業 報酬 〔 3,177〕 不登校問題等相談員報酬 3,177 旅費 〔 369〕 需用費 〔 264〕 消耗品費 114 修繕料 150 役務費 〔 12〕 電話料 12 使用料及び賃借料 〔 45〕 施設使用料 45 備品購入費 〔 208〕
17 備品購入費	208	情報教育管理事業 使用料及び賃借料 〔 1,070〕 連絡システム使用料 1,070 1,070

一般会計

[款] ⑪ 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の訳
4 教育振興費	188,838	200	189,038	特定財源 200 (内訳) 県支出金 200 一般財源 0
5 学校建設費	275,070	11,554	286,624	特定財源 0 一般財源 11,554
(3) 中学校費	642,774	2,360	645,134	特定財源 0 一般財源 2,360
5 学校建設費	92,530	2,360	94,890	特定財源 0 一般財源 2,360
(6) 青少年対策費	12,183	274	12,457	特定財源 0 一般財源 274
2 青少年センター費	8,394	274	8,668	特定財源 0 一般財源 274

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	40	(学校教育課) 体力・運動能力向上事業 報償費 〔 200〕 〔 40〕 需用費 〔 160〕 消耗品費 160
10 需用費	160	
11 役務費	11,554	(教育総務課) 小学校施設建設事業 役務費 〔 11,554〕 アスベスト測定手数料 11,554
11 役務費	2,360	(教育総務課) 中学校施設建設事業 役務費 〔 2,360〕 アスベスト測定手数料 2,360
1 報酬	225	(学校教育課) 青少年センター運営管理事業 報酬 〔 225〕 いじめ問題調査委員会委員報酬 225
8 旅費	49	旅費 〔 49〕

一般会計

(予算に関する説明書)

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分		職員数	給	与			費	合	計	備考
長	等			報酬	給料	期未手当				
補正額	議員	19	165,790		30,552	千円	13,030 千円 4.45 月分	43,582	千円	7,171 千円 50,753 千円
	その他特別職		105,339					165,790	34,986	200,776
	計	22	271,129	30,552				105,339		105,339
	長等				13,030		314,711	42,157	356,868	
補正額	議員									
	その他特別職		2,415					2,415		2,415
	計		2,415					2,415		2,415
	長等	3		30,552	千円	4.45	13,030	43,582	7,171	50,753
合計	議員	19	165,790					165,790	34,986	200,776
	その他特別職		107,754					107,754		107,754
	計	22	273,544	30,552			13,030	317,126	42,157	359,283

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数	給料			費		備考
		報酬	給料	職員手当	共済費	合計	
補正前の額	(548) 731	人 447,907	千円 2,815,520	千円 1,909,725	千円 5,173,152	千円 1,060,600	千円 6,233,752
補正額	(9)	6,915		1,370	8,285	626	8,911
合計	(557) 731	454,822	2,815,520	1,911,095	5,181,437	1,061,226	6,242,663

()内は短時間勤務職員を外書

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管	理職	内訳	計
補正前の額	千円 68,814	千円 149,547	千円 26,919	千円 43,691	千円 10,764	千円 191,085	千円 8,103	千円 39,878	千円 107,639	千円 225	千円 1,263,060	千円 1,909,725
補正額							1,370					1,370
合計	68,814	149,547	26,919	43,691	10,764	192,455	8,103	39,878	107,639	225	1,263,060	1,911,095

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給料			手当			費用			備考
		報酬	給料	手当	職員	手当	千円	共済費	合計	千円	
補正前の額	(81) 677	人 千円	2,646,739	1,722,825	4,369,564	900,811	千円	5,270,375	千円		
補正額	()			1,370	1,370		千円	1,370	千円		
合計	(81) 677		2,646,739	1,724,195	4,370,934	900,811	千円	5,271,745	千円		

()内は短時間勤務職員を外す

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理手当	職員手当	内訳		
											勤務手当	勤務手当	計
補正前の額	68,814	141,109	26,919	40,677	10,267	185,585	8,103	39,335	107,639	225	1,094,152	千円	1,722,825
補正額							1,370						1,370
合計	68,814	141,109	26,919	40,677	10,267	186,955	8,103	39,335	107,639	225	1,094,152	千円	1,724,195

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			費			備考
		報酬	給料	千円	職員手当	千円	共済費	合計	千円		
補正前の額	(467) 54	人	千円	447,907	168,781	186,900	千円	803,588	159,789	963,377	
補正額	(9)	6,915				6,915	千円	626	7,541		
合計	(476) 54	454,822	168,781	186,900	810,503	160,415	千円		970,918		

()内は短時間勤務職員を外す

区分	職員手当	当			○			内訳			計 千円
		時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末勤勉手当	計 千円	186,900	
補正前の額	千円 8,438	3,014	497	5,500	千円 543	543	千円 168,908	168,908	186,900		
補正額											
合計	8,438	3,014	497	5,500							

(予算に関する説明書)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額	
		期間	金額
文書管理及び電子決裁システム関連機器借上料	千円 44,375	_____	千円 0
おくやみコーナー運営業務委託	25,773	_____	0
土地借上料	2,040	_____	0
学校のあり方検討計画策定業務委託	31,350	_____	0
計(補正額)	103,538	_____	0
補正前の額	31,067,663	_____	4,686,481
合計	31,171,201	_____	4,686,481

又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する補正調書

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
自 令和 6 年度 至 令和 11 年度	千円 44,375	千円 0	千円 0	千円 0	千円 44,375
自 令和 7 年度 至 令和 9 年度	25,773	0	0	0	25,773
自 令和 7 年度 至 令和 26 年度	2,040	0	0	0	2,040
自 令和 7 年度 至 令和 9 年度	31,350	0	0	0	31,350
_____	103,538	0	0	0	103,538
_____	26,381,182	1,929,821	3,617,100	10,650,741	10,183,520
_____	26,484,720	1,929,821	3,617,100	10,650,741	10,287,058

(予算に関する説明書)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高

区分 分	前前年度末 現 在 高 千円	前年度末 現 在 高 千円	当該年 度中 当該年 度中起債 見込額			中 補正後 の額 千円
			當 前 の 額 千円	補 正 額 千円	當 該 年 度 中 起 債 見 込 額 千円	
			當 該 年 度 中 起 債 見 込 額 千円	當 該 年 度 中 起 債 見 込 額 千円	當 該 年 度 中 起 債 見 込 額 千円	
1 普通債	25,756,632	26,538,112	2,418,800	41,900	2,460,700	
(1)土木	8,640,835	9,186,768	648,800	0	648,800	
(2)教育	4,726,926	4,528,273	519,200	0	519,200	
(3)公営住宅	623,070	537,000	32,200	0	32,200	
(4)消防	766,960	825,827	679,200	0	679,200	
(5)その他	10,998,841	11,460,244	539,400	41,900	581,300	
2 災害復旧債	1,944	1,678	0	0	0	
(1)その他	1,944	1,678	0	0	0	
3 その他	19,983,603	15,494,702	320,000	0	320,000	
(1)住民税等減税補てん債	99,841	59,590	0	0	0	
(2)臨時財政対策債	15,962,802	14,992,484	320,000	0	320,000	
(3)減収補てん債	510,960	442,628	0	0	0	
(4)第三セクター等改革推進債	3,410,000	0	0	0	0	
計(補正額)	————	————	————	41,900	————	
補正前の額	45,742,179	42,034,492	2,738,800	————	————	
合計	45,742,179	42,034,492	2,738,800	41,900	2,780,700	

並びに当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書

増 減 見 込 額			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
当 該 年 度 中 元 金 償 戻 見 込 額			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	千円	千円	千円
1,540,115	0	1,540,115	27,416,797	41,900	27,458,697
496,731	0	496,731	9,338,837	0	9,338,837
428,465	0	428,465	4,619,008	0	4,619,008
87,346	0	87,346	481,854	0	481,854
71,080	0	71,080	1,433,947	0	1,433,947
456,493	0	456,493	11,543,151	41,900	11,585,051
267	0	267	1,411	0	1,411
267	0	267	1,411	0	1,411
1,358,928	0	1,358,928	14,455,774	0	14,455,774
29,406	0	29,406	30,184	0	30,184
1,280,572	0	1,280,572	14,031,912	0	14,031,912
48,950	0	48,950	393,678	0	393,678
0	0	0	0	0	0
_____	0	_____	_____	41,900	_____
2,899,310	_____	_____	41,873,982	_____	_____
2,899,310	0	2,899,310	41,873,982	41,900	41,915,882

第 1 回
令和 6 年度高砂市
水道事業会計
補 正 予 算

水道事業会計

第1回 令和6年度高砂市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,374,788 千円	6,100 千円	1,380,888 千円
第1項 営業費用	1,250,549 千円	6,100 千円	1,256,649 千円

(資本的収入の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額512,259千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」を「不足する額488,459千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	967,726 千円	23,800 千円	991,526 千円
第4項 負担金	185,765 千円	23,800 千円	209,565 千円

令和6年6月4日 提出

高砂市長 都倉達殊

令和6年度高砂市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,374,788	6,100	1,380,888
	1 営業費用		1,250,549	6,100	1,256,649
		5 総 係 費	151,754	6,100	157,854

資本的収入及び支出

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			967,726	23,800	991,526
	4 負担金		185,765	23,800	209,565
		1 負 担 金	185,765	23,800	209,565

令和6年度高砂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	385,670	△ 6,100	379,570
減価償却費	501,690	0	501,690
引当金の増減額(△は減少)	△ 834	0	△ 834
長期前受金戻入額	△ 235,243	0	△ 235,243
受取利息及び受取配当金	△ 1	0	△ 1
支払利息	59,050	0	59,050
固定資産除却費	27,725	0	27,725
固定資産売却損益	0	0	0
未収金の増減額(△は増加)	1,089	0	1,089
未払金の増減額(△は減少)	6,733	0	6,733
預り金の増減額(△は減少)	0	0	0
小計	745,879	△ 6,100	739,779
利息及び配当金の受取額	1	0	1
利息の支払額	△ 59,050	0	△ 59,050
業務活動によるキャッシュ・フロー	686,830	△ 6,100	680,730
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,017,204	0	△ 1,017,204
有形固定資産の売却による収入	1	0	1
有形固定資産の取得に係る寄附金収入	20,509	0	20,509
無形固定資産の取得による支出	0	0	0
負担金収入	185,765	23,800	209,565
国庫補助金等収入	40,000	0	40,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 770,929	23,800	△ 747,129
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	719,400	0	719,400
企業債の償還による支出	△ 363,926	0	△ 363,926
リース債務の返済による支出	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	355,474	0	355,474
現金及び現金同等物の増加額	271,375	17,700	289,075
現金及び現金同等物の期首残高	941,392	0	941,392
現金及び現金同等物の期末残高	1,212,767	17,700	1,230,467

令和6年度高砂市水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	482,354
ロ 立 木	6,930
ハ 建 物	363,526
減価償却累計額	△ 261,552
	3,667,910
二 構 築 物	△ 1,738,783
減価償却累計額	1,929,127
ホ 送 配 水 管	15,917,175
減価償却累計額	△ 7,982,735
ヘ 機 械 及 び 装 置	4,795,003
減価償却累計額	△ 3,969,532
ト 量 水 器	205,748
減価償却累計額	△ 106,272
チ 車両運搬具	12,874
減価償却累計額	△ 12,314
リ 工 具 器 具 備 品	115,674
減価償却累計額	△ 69,824
ヌ リ 一 ス 資 産	0
減価償却累計額	0
ル 建 設 仮 勘 定	91,789
有形固定資産合計	11,517,971
(2) 無 形 固 定 資 産	
イ 電 話 加 入 権	243
ロ 施 設 利 用 権	0
無形固定資産合計	243
(3) 投 資	
イ 長 期 貸 付 金	0
投 資 合 計	0
固 定 資 産 合 計	11,518,214

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

1,230,467

(2) 未 収 金

83,216

貸 倒 引 当 金

△ 1,002

82,214

(3) 前 払 費 用

954

流 動 資 産 合 計

1,313,635

資 産 合 計

12,831,849

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建 設 改 良 企 業 債

4,291,204

企 業 債 合 計

4,291,204

(2) リ 一 ス 債 務

固 定 負 債 合 計

0

4,291,204

4 流 動 負 債

(1) 一 時 借 入 金

0

(2) 企 業 債

イ 建 設 改 良 企 業 債

344,034

344,034

企 業 債 合 計

0

(3) リ 一 ス 債 務

(4) 未 払 金

250,020

(5) 前 受 金

2,928

(6) 預 り 金

89,713

(7) 引 当 金

6,241

イ 賞 与 引 当 金

6,241

引 当 金 合 計

流 動 負 債 合 計

692,936

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

11,488,672

(2) 収 益 化 累 計 額

△ 6,049,940

繰 延 収 益 合 計

5,438,732

負 債 合 計

10,422,872

資 本 の 部

6 資 本 金

147,978

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

資 本 剰 余 金 合 計

0

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 年 度 未 処 分

利 益 剰 余 金

2,260,999

利 益 剰 余 金 合 計

2,260,999

剩 余 金 合 計

2,260,999

資 本 合 計

2,408,977

負 債 ・ 資 本 合 計

12,831,849

予算説明書

収益的収入及び支出

水道事業会計

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業費用				1,374,788
	1 営 業 費 用			1,250,549
		5 総 係 費		151,754
			16 委 託 料	99,000
			17 手 数 料	6,860

(単位 : 千円)

補正予定額	計	備 考	
6,100	1,380,888		
6,100	1,256,649		
6,100	157,854		
5,000	104,000	損害賠償請求訴訟委託料	4,000
		損害賠償請求調査業務委託料	1,000
1,100	7,960	損害賠償請求申請手数料	1,100

予算説明書

資本的収入及び支出

水道事業会計

收 入

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的收入				967,726
	4 負 担 金			185,765
		1 負 担 金		185,765
		3 一般会計負担金		0

(単位 : 千円)

補正予定額	計	備考
23,800	991,526	
23,800	209,565	
23,800	209,565	
23,800	23,800	一般会計負担金 23,800